

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 2月22日

津地方裁判所民事部

裁判所書記官 田 邊 浩 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 5月10日 午前 9時00分から 令和 6年 5月17日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月23日 午前10時00分 場 所 津地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 7月 9日 午前 9時50分 場 所 津地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 2月22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和5年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1~9, 13~21☆	3,860,000 3,088,000	一括	772,000	0	0
1	70,000				
2	650,000				
3	10,000				
4	300,000				
5	20,000				
6	30,000				
7	490,000				
8	50,000				
9	380,000				
13	570,000				
14	70,000				
15	150,000				
16	310,000				
17	50,000				
18	40,000				
19	260,000				
20	130,000				
21	280,000				
備考					



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|-------------------------|
| 1 | 所 在 | 亀山市中庄町字北山 |
| | 地 番 | 1098番2 |
| | 地 目 | 山林 |
| | 地 積 | 644平方メートル |
| 2 | 所 在 | 亀山市三寺町字奥 登 志 |
| | 地 番 | 508番 |
| | 地 目 | 山林 |
| | 地 積 | 4152平方メートル |
| 3 | 所 在 | 亀山市中庄町字北山 |
| | 地 番 | 1095番2 |
| | 地 目 | 山林 |
| | 地 積 | 95平方メートル |
| 4 | 所 在 | 亀山市三寺町字奥 登 志 |
| | 地 番 | 509番1 |
| | 地 目 | 山林 |
| | 地 積 | 1937平方メートル |
| 5 | 所 在 | 亀山市三寺町字奥 登 志 |
| | 地 番 | 509番2 |
| | 地 目 | 山林 |
| | 地 積 | 158平方メートル |

物 件 目 録

- | | | | |
|----|------------------|------------------|--|
| 6 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 在 亀山市三寺町字奥 ^登
510番1
山林
257平方メートル |
| 7 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 在 亀山市三寺町字奥 ^登
510番
山林
3140平方メートル |
| 8 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 在 亀山市三寺町字奥 ^登
511番
山林
330平方メートル |
| 9 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 在 亀山市三寺町字奥 ^登
511番1
山林
2413平方メートル |
| 13 | 所
地
地 | 在
番
目 | 在 亀山市中庄町字北山
1072番
山林 |

物 件 目 録

- | | | | |
|----|---|---|------------|
| | 地 | 積 | 4013平方メートル |
| 14 | 所 | 在 | 亀山市中庄町字北山 |
| | 地 | 番 | 1074番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 505平方メートル |
| 15 | 所 | 在 | 亀山市中庄町字北山 |
| | 地 | 番 | 1075番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 1130平方メートル |
| 16 | 所 | 在 | 亀山市中庄町字北山 |
| | 地 | 番 | 1077番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 2191平方メートル |
| 17 | 所 | 在 | 亀山市中庄町字北山 |
| | 地 | 番 | 1078番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 396平方メートル |
| 18 | 所 | 在 | 亀山市中庄町字北山 |
| | 地 | 番 | 1114番 |

物 件 目 録

- | | | | |
|-----|------|---|-------------|
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 307平方メートル |
| ☆19 | 所 | 在 | 亀山市中庄町字北山 |
| | 地 | 番 | 1101番 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 2188平方メートル |
| | (現況) | | |
| | 地 | 目 | 山林 |
| 20 | 所 | 在 | 亀山市阿野田町字二本松 |
| | 地 | 番 | 2445番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 654平方メートル |
| 21 | 所 | 在 | 亀山市阿野田町字二本松 |
| | 地 | 番 | 2446番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 1345平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 6年 1月19日

津地方裁判所民事部

裁判所書記官 田 邊 浩 司

1 不動産の表示

【物件番号1～9, 13～21】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号6】

地役権(設定登記平成3年2月26日受付第1840号)

範 囲 南西角を基として5・7mの所より四辺形の64・02m²

要役地 四日市市日永西五丁目739番3

設定日 平成2年12月13日

目 的 地役権者は支持物を除く送電線路を設置しその保全のため立入ることができる

地役権設定者は送電線路の最下垂時における電線から3・75mの範囲内に入る建造物の築造工作物の設置竹木の植栽ができない

地役権図面第96号

【物件番号8】

地役権(設定登記平成3年2月26日受付第1841号)

範 囲 東南角を基として1・9mの所より四辺形の135・74m²

要役地 四日市市日永西五丁目739番3

設定日 平成2年12月13日

目 的 地役権者は支持物を除く送電線路を設置しその保全のため立入ることができる

地役権設定者は送電線路の最下垂時における電線から3・75mの範囲内に入る建造物の築造工作物の設置竹木の植栽ができない

地役権図面第97号

【物件番号9】

地役権（設定登記平成3年2月26日受付第1842号）

範囲 北西角を基として延長27・4mの所より四辺形と東北角を基として5・7mの所より四辺形の113・52㎡

要役地 四日市市日永西五丁目739番3

設定日 平成2年12月13日

目的 地役権者は支持物を除く送電線路を設置しその保全のため立入ることができる

地役権設定者は送電線路の最下垂時における電線から3・75mの範囲内に入る建造物の築造工作物の設置竹木の植栽ができない

地役権図面第98号

【物件番号13】

地役権（設定登記昭和62年10月29日受付第8582号）

範囲 西南角を基として1・0m及び5・6m、6・2m、1・0mの所より四辺形と南東角を基として19・7mの所より五辺形の305・21㎡

要役地 津市大字神戸字横田231番

設定日 昭和62年10月7日

目的 地役権者は支持物を除く送電線路を設置しその保全のため立入ることができる

地役権設定者は送電線路の最下垂時における電線から3・75mの範囲内に入る建造物の築造工作物の設置竹木の植栽ができない

地役権図面第88号

【物件番号16】

地役権（設定登記昭和62年10月29日受付第8583号）

範囲 西北角を基として6・4mの所より七辺形の220・11㎡

要役地 津市大字神戸字横田231番

設定日 昭和62年10月7日

目的 地役権者は支持物を除く送電線路を設置しその保全のため立入ることができる

地役権設定者は送電線路の最下垂時における電線から3・75mの範囲内に入る建造物の築造工作物の設置竹木の植栽ができない

地役権図面第89号

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～9, 13～21】

本件各所有者がそれぞれ各所有地を占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1～9, 13～21】

本件各土地間及び隣地との境界が不明確である。

【物件番号 7】

「送電線路設置」等のための地役権設定登記がある。

【物件番号 19】

買受適格証明書を必要とする。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1098番2
地 目 山林
地 積 644平方メートル

所有者 A

2 所 在 亀山市三寺町字奥~~谷~~
地 番 508番
地 目 山林
地 積 4152平方メートル

所有者 A

3 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1095番2
地 目 山林
地 積 95平方メートル

所有者 B

4 所 在 亀山市三寺町字奥~~谷~~
地 番 509番1
地 目 山林
地 積 1937平方メートル

所有者 B

物 件 目 録

5 所 在 亀山市三寺町字奥~~登~~
地 番 509番2
地 目 山林
地 積 158平方メートル
所有者 B

6 所 在 亀山市三寺町字奥~~登~~
地 番 510番1
地 目 山林
地 積 257平方メートル
所有者 B

7 所 在 亀山市三寺町字奥~~登~~
地 番 510番
地 目 山林
地 積 3140平方メートル
所有者 B

8 所 在 亀山市三寺町字奥~~登~~
地 番 511番
地 目 山林
地 積 330平方メートル
所有者 B

物 件 目 録

9 所 在 亀山市三寺町字奥~~登~~
地 番 5 1 1 番 1
地 目 山林
地 積 2 4 1 3 平方メートル
所有者 B

1 3 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1 0 7 2 番
地 目 山林
地 積 4 0 1 3 平方メートル
所有者 C

1 4 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1 0 7 4 番
地 目 山林
地 積 5 0 5 平方メートル
所有者 C

1 5 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1 0 7 5 番
地 目 山林
地 積 1 1 3 0 平方メートル
所有者 C

物 件 目 録

16 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1077番
地 目 山林
地 積 2191平方メートル

所有者 C

17 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1078番
地 目 山林
地 積 396平方メートル

所有者 C

18 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1114番
地 目 山林
地 積 307平方メートル

所有者 C

19 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1101番
地 目 田
地 積 2188平方メートル

(現況)

物 件 目 録

地 目 山林

所有者 B

20 所 在 亀山市阿野田町字二本松

地 番 2445番

地 目 山林

地 積 654平方メートル

所有者 B

21 所 在 亀山市阿野田町字二本松

地 番 2446番

地 目 山林

地 積 1345平方メートル

所有者 B

令和5年(ケ)第29号
令和5年 9月 7日受理
令和5年11月22日提出

現況調査報告書 (物件1～9, 13～21)

津地方裁判所

執行官 永田昌宏

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1098番2
地 目 山林
地 積 644平方メートル

所有者 A

2 所 在 亀山市三寺町字奥登心
地 番 508番
地 目 山林
地 積 4152平方メートル

所有者 A

3 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1095番2
地 目 山林
地 積 95平方メートル

所有者 B

4 所 在 亀山市三寺町字奥登心
地 番 509番1
地 目 山林
地 積 1937平方メートル

所有者 B

物 件 目 録

5 所 在 亀山市三寺町字奥^巻志
地 番 509番2
地 目 山林
地 積 158平方メートル

所有者 B

6 所 在 亀山市三寺町字奥^巻志
地 番 510番1
地 目 山林
地 積 257平方メートル

所有者 B

7 所 在 亀山市三寺町字奥^巻志
地 番 510番
地 目 山林
地 積 3140平方メートル

所有者 B

8 所 在 亀山市三寺町字奥^巻志
地 番 511番
地 目 山林
地 積 330平方メートル

所有者 B

物 件 目 録

9 所 在 亀山市三寺町字奥^登
地 番 511番1
地 目 山林
地 積 2413平方メートル

所有者 B

13 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1072番
地 目 山林
地 積 4013平方メートル

所有者 C

14 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1074番
地 目 山林
地 積 505平方メートル

所有者 C

15 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1075番
地 目 山林
地 積 1130平方メートル

所有者 C

(3 枚目)

物 件 目 録

16 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1077番
地 目 山林
地 積 2191平方メートル

所有者 C

17 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1078番
地 目 山林
地 積 396平方メートル

所有者 C

18 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1114番
地 目 山林
地 積 307平方メートル

所有者 C

19 所 在 亀山市中庄町字北山
地 番 1101番
地 目 田
地 積 2188平方メートル

所有者 B

(4 枚目)

物 件 目 録

20 所 在 亀山市阿野田町字二本松
地 番 2445番
地 目 山林
地 積 654平方メートル
所有者 B

21 所 在 亀山市阿野田町字二本松
地 番 2446番
地 目 山林
地 積 1345平方メートル
所有者 B

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施) 付・近
土地	物件 1～9, 13～21
現況地目	<input type="checkbox"/> 宅地 (物件) <input type="checkbox"/> 公衆用道路 (物件) <input type="checkbox"/> 農地 (物件) <input type="checkbox"/> 雑種地 (物件) <input checked="" type="checkbox"/> 山林 (物件1～9, 13～21) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
形状	<input type="checkbox"/> 地図に準ずる図面のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地位置図のとおり <input type="checkbox"/> 地図 (法14条1項) のとおり
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 上記の者が本土地上に, 下記目的外建物を所有し, 占有している <input type="checkbox"/> 上記の者が駐車場として使用し, 占有している <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が更地の状態で占有している。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input type="checkbox"/>
その他の事項	隣地との境界が不明瞭である。
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 [保管開始日 平成 年 月 日
建物 (目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は, 「」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (所有者)	<p>私は、物件3～12及び19～21の各土地を所有しています。第三者に貸したり等はしていません。以前にはA及びCの代表もしていましたので、本件各土地の件についてはわかっています。</p> <p>本件各土地の位置関係については執行官から示された図面ととおりです。ほとんどが山林であり、また、現在は全体的に荒れているため、詳細な境界を示すことはできません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(7枚目)

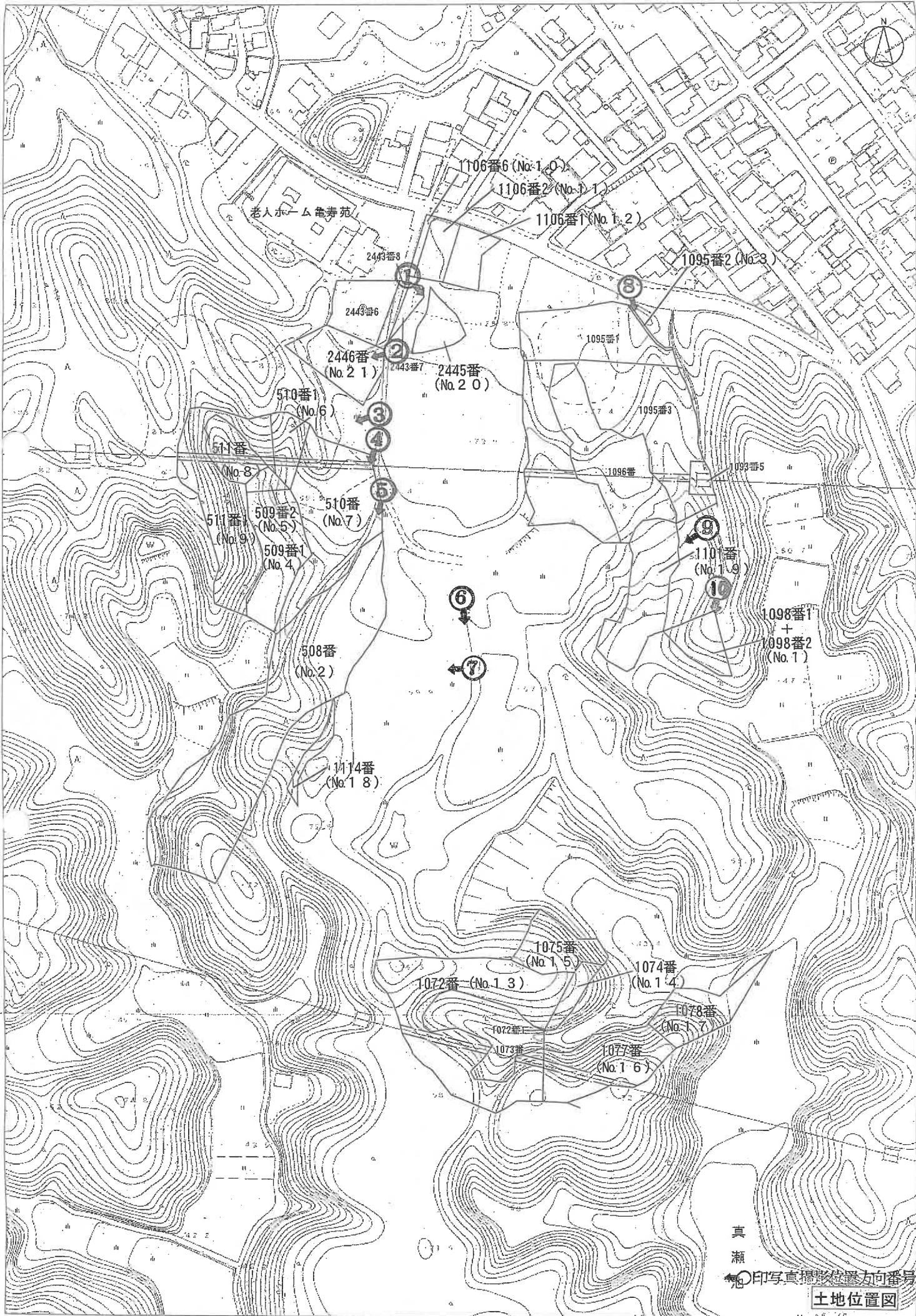
執行官の意見

- 本件各土地は、地目が山林もしくは田であるが、現況では山林であり、所有者A、B、Cからの回答及びBの陳述から、所有者が山林等として占有しているものと思われた。
- 本件各土地の位置関係については、10枚目の「土地位置図」中に「(No. 1) ~ (No. 9)、(No. 13) ~ (No. 21)」と表示した部分であるが、添付写真のとおり樹木等が生い茂っており、詳細な境界までは特定できない。
- 物件19については、現況は山林状になっていたが、亀山市農業委員会からの回答によると、農業委員会としては「荒田」として把握していて買受適格証明書が必要とのことである。
- 物件6, 7, 8, 9, 13, 16には送電線のための地役権が設定されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(8 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
5年9月8日(金) 16:00-16:30	津地方法務局	地図(公図)等の写し、証明書等交付
5年9月8日(金) :-:	津地方裁判所	三重県に森林簿等申請
5年9月19日(火) :-:	津地方裁判所	所有者に照会書送付
5年9月25日(月) 11:00-11:10	亀山市役所	都市整備課で白図申請
5年10月20日(金) 13:30-15:00	物件所在地	物件・立入調査、写真撮影、Bと面談、聴取調査 (評価人 前田直人 同行)
年月日() :-:	(以下空白)	
年月日() :-:		
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和年月日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和年月日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 _____ を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和年月日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(9 枚目)



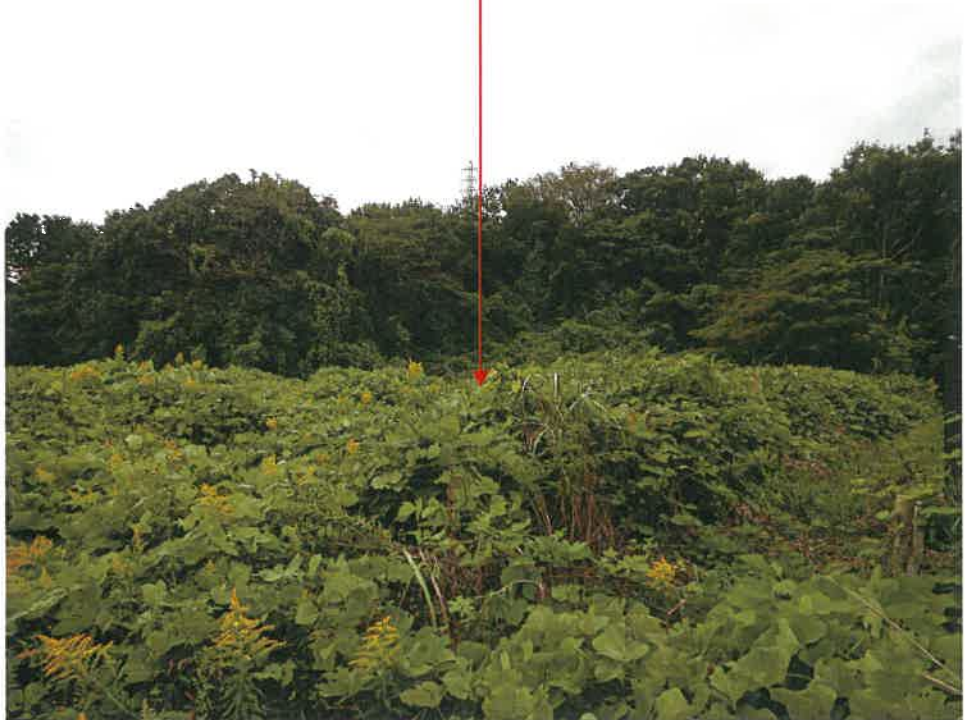
物件 2 0



①

物 件
外 観

物件 2 1



②

物 件
外 観

物件 6



③

物 件
外 観

物件 7



④

物 件
外 観

物件 2



⑤

物件
外觀

物件 13~17



⑥

物件
13~17
外觀

(13枚目)

物件 1 8

物件 2

⑦

物件
外觀



物件 3

⑧

物件
外觀



(1 4 枚目)

物件 1 9



⑨

物 件
外 観

物件 1



⑩

物 件
外 観

(1 5 枚 目)



令和5年(ケ)第29号	
令和5年10月20日	現地調査
令和5年11月24日	評価

(目的物件1~9・13~21関係)

津地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

前田直人 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3,860,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 70,000 円
物件 2 (土地)	金 650,000 円
物件 3 (土地)	金 10,000 円
物件 4 (土地)	金 300,000 円
物件 5 (土地)	金 20,000 円
物件 6 (土地)	金 30,000 円
物件 7 (土地)	金 490,000 円
物件 8 (土地)	金 50,000 円
物件 9 (土地)	金 380,000 円
物件 13 (土地)	金 570,000 円
物件 14 (土地)	金 70,000 円
物件 15 (土地)	金 150,000 円
物件 16 (土地)	金 310,000 円
物件 17 (土地)	金 50,000 円
物件 18 (土地)	金 40,000 円

物件 19 (土地)	金	260,000 円
物件 20 (土地)	金	130,000 円
物件 21 (土地)	金	280,000 円

- 1 一括価格は、物件1～9・13～21の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行う事を前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

* * * 以 下 余 白 * * *

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 その他特別の評価条件
特になし。

* * * 以下余白 * * *

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在	亀山市中庄町字北山	
	地番	1098番2	
	地目	山林	
	地積	644 m ²	
	所有者	A	
2	所在	亀山市三寺町字奥巻 ^必	
	地番	508番	
	地目	山林	
	地積	4,152 m ²	
	所有者	A	
3	所在	亀山市中庄町字北山	
	地番	1095番2	
	地目	山林	
	地積	95 m ²	
	所有者	B	
4	所在	亀山市三寺町字奥巻 ^必	
	地番	509番1	
	地目	山林	
	地積	1,937 m ²	
	所有者	B	

番号	所在等	登記	現況
5	所在	亀山市三寺町字奥卷 ⁸	
	地番	509番2	
	地目	山林	
	地積	158 m ²	
	所有者	B	
6	所在	亀山市三寺町字奥卷 ⁸	
	地番	510番1	
	地目	山林	
	地積	257 m ²	
	所有者	B	
7	所在	亀山市三寺町字奥卷 ⁸	
	地番	510番	
	地目	山林	
	地積	3,140 m ²	
	所有者	B	
8	所在	亀山市三寺町字奥卷 ⁸	
	地番	511番	
	地目	山林	
	地積	330 m ²	
	所有者	B	

番号	所在等	登記	現況
9	所在	亀山市三寺町字奥壱 ^〇	
	地番	5 1 1 番 1	
	地目	山林	
	地積	2,413 m ²	
	所有者	B	
1 3	所在	亀山市中庄町字北山	
	地番	1 0 7 2 番	
	地目	山林	
	地積	4,013 m ²	
	所有者	C	
1 4	所在	亀山市中庄町字北山	
	地番	1 0 7 4 番	
	地目	山林	
	地積	505 m ²	
	所有者	C	
1 5	所在	亀山市中庄町字北山	
	地番	1 0 7 5 番	
	地目	山林	
	地積	1,130 m ²	
	所有者	C	

番号	所在等	登記	現況
16	所在	亀山市中庄町字北山	
	地番	1077番	
	地目	山林	
	地積	2,191 m ²	
	所有者	C	
17	所在	亀山市中庄町字北山	
	地番	1078番	
	地目	山林	
	地積	396 m ²	
	所有者	C	
18	所在	亀山市中庄町字北山	
	地番	1114番	
	地目	山林	
	地積	307 m ²	
	所有者	C	
19	所在	亀山市中庄町字北山	
	地番	1101番	
	地目	田	山林
	地積	2,188 m ²	
	所有者	B	

番号	所在等	登記	現況
20	所在	亀山市阿野田町字二本松	
	地番	2445番	
	地目	山林	
	地積	654 m ²	
	所有者	B	
21	所在	亀山市阿野田町字二本松	
	地番	2446番	
	地目	山林	
	地積	1,345 m ²	
	所有者	B	
番号	特記事項		
19	<p>○亀山市農業委員会事務局からの回答について（目的物件19）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の現況は農地である。 ・転用許可等は無。 ・賃借人（小作人）は無。 ・買受適格証明書が必要である。 ・農地法の許可が必要である。 		

* * * 以下余白 * * *

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR関西本線「亀山」駅 南東方・直線距離 約2.3km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	農家集落地域周辺に広がる林地地域。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	60%
	指定建ぺい率	200%
	指定容積率	—————
	防火規制	—————
その他の規制	地域森林計画対象民有林 急傾斜地崩壊危険区域	
画地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・地積：644㎡ ・不整形形状画地 ・南西向傾斜地勢（標高50m～60m程度，傾斜約20度） 	
接面道路	<p>○公図に道路の記載がなく正確な位置関係が判然としないため，接道の状況は不明であるが，近くに下記林道が存するものと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅員約1m（種別：林道），未舗装 	
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・現況山林（三重県四日市農林水産事務所に備付の森林簿によると，「その他」と記載されているが，過去からの管理状況が不明のため，現況と異なる可能性がある） ・占有状況については「現況調査報告書」参照 	
供給処理施設 (注)	上水道	無
	ガス配管	無
	下水道	無
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・目的物件の形状は法務局備付の公図を前提とし，位置関係は隣接周辺を含めた公図・地役権図面及び森林簿並びに森林計画図（三重県四日市農林事務所及び森林組合おわせからの情報提供による）に基づき推定した。目的物件の面積については正確な位置形状が不明であるため縄伸び，縄縮みが発生している可能性があるが判然としない。 ・目的物件1は公図上，隣接地（1098番1）との筆界の記載がない。 ・周辺隣地との境界は判然としない。 ・目的物件は，現在までの利用履歴や現在の利用状況から土壌汚染の可能性の端緒が認められないが，土壌調査を行っていないため詳細は不明である。 	

(注) 「有」，「無」の基準については，以下のとおり。

※「有」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされている。

※「無」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされていない。

2 土地の概況及び利用状況等（物件2・4～9・18）

位置・交通	JR関西本線「亀山」駅 南東方・直線距離 約2.0km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	農家集落地域周辺に広がる林地地域。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	60%
	指定建ぺい率	200%
	指定容積率	—————
	防火規制	—————
その他の規制	地域森林計画対象民有林	
画地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・地積：12,694㎡（登記地積の合計） ・不整形画地 ・南東向傾斜地勢（標高50m～70m程度、傾斜約20度） 	
接面道路	<p>○目的物件2及び7の東側に公道上道路の記載があり、正確な位置関係が判然としないため、接道の状況は不明であるが、近くに下記林道が存するものと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅員約2m（種別：林道），未舗装 	
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・現況山林（三重県四日市農林水産事務所に備付の森林簿によると、クロマツと記載されているが、過去からの管理状況が不明のため、現況と異なる可能性がある） ・占有状況については「現況調査報告書」参照 	
供給処理施設 (注)	上水道	無
	ガス配管	無
	下水道	無
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・目的物件6，7，8，9には送電線路を設置しその保全のための地役権が設定されている。 ・目的物件の形状は法務局備付の公図を前提とし、位置関係は隣接周辺を含めた公図・地役権図面及び森林簿並びに森林計画図（三重県四日市農林事務所及び森林組合おわせからの情報提供による）に基づき推定した。目的物件の面積については正確な位置形状が不明であるため縄伸び、縄縮みが発生している可能性があるが判然としない。 ・目的物件18は周辺の公図から目的物件2の南東側付近に位置するものと思われるが、判然としない。 ・周辺隣地との境界は判然としない。 ・目的物件は、現在までの利用履歴や現在の利用状況から土壤汚染の可能性の端緒が認められないが、土壤調査を行っていないため詳細は不明である。 	

(注) 「有」，「無」の基準については、以下のとおり。

※「有」：該当施設の本管から、目的物件内への引込がなされている。

※「無」：該当施設の本管から、目的物件内への引込がなされていない。

3 土地の概況及び利用状況等（物件3）

位置・交通	JR関西本線「亀山」駅 南東方・直線距離 約2.1km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	農家集落地域周辺に広がる林地地域。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	60%
	指定建ぺい率	200%
	指定容積率	—————
	防火規制	—————
	その他の規制	地域森林計画対象民有林
画地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・地積：95㎡ ・不整形形状画地 ・南西向傾斜地勢（標高70m～80m程度，傾斜約10度） 	
接面道路	<p>○公図に道路の記載がなく正確な位置関係が判然としないため，接道の状況は不明であるが，近くに下記林道が存するものと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅員約1m（種別：林道），未舗装 	
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・現況山林（三重県四日市農林水産事務所に備付の森林簿によると，クロマツ・「その他」と記載されているが，過去からの管理状況が不明のため，現況と異なる可能性がある） ・占有状況については「現況調査報告書」参照 	
供給処理施設 (注)	上水道	無
	ガス配管	無
	下水道	無
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・目的物件の形状は法務局備付の公図を前提とし，位置関係は隣接周辺を含めた公図・地役権図面及び森林簿並びに森林計画図（三重県四日市農林事務所及び森林組合おわせからの情報提供による）に基づき推定した。目的物件の面積については正確な位置形状が不明であるため縄伸び，縄縮みが発生している可能性があるが判然としない。 ・周辺隣地との境界は判然としない。 ・目的物件は，現在までの利用履歴や現在の利用状況から土壤汚染の可能性の端緒が認められないが，土壤調査を行っていないため詳細は不明である。 	

(注) 「有」，「無」の基準については，以下のとおり。

※「有」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされている。

※「無」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされていない。

4 土地の概況及び利用状況等（物件13～17）

位置・交通	JR関西本線「亀山」駅 南東方・直線距離 約2.3km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	農家集落地域周辺に広がる林地地域。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	60%
	指定建ぺい率	200%
	指定容積率	—————
	防火規制	—————
	その他の規制	地域森林計画対象民有林
画地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・地積：8,235㎡（登記地積の合計） ・不整形画地 ・南東向傾斜地勢（標高50m～70m程度，傾斜約20度） 	
接面道路	<p>○目的物件13の西側に公図上道路の記載があり，正確な位置関係が判然としないため，接道の状況は不明であるが，近くに下記林道が存するものと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅員約1m（種別：林道），未舗装 	
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・現況山林（三重県四日市農林水産事務所に備付の森林簿によると，「その他」と記載されているが，過去からの管理状況が不明のため，現況と異なる可能性がある） ・占有状況については「現況調査報告書」参照 	
供給処理施設 (注)	上水道	無
	ガス配管	無
	下水道	無
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・目的物件13，16には送電線路を設置しその保全のための地役権が設定されている。 ・目的物件の形状は法務局備付の公図を前提とし，位置関係は隣接周辺を含めた公図・地役権図面及び森林簿並びに森林計画図（三重県四日市農林事務所及び森林組合おわせからの情報提供による）に基づき推定した。目的物件の面積については正確な位置形状が不明であるため縄伸び，縄縮みが発生している可能性があるが判然としない。 ・目的物件13は公図上，隣接地（1072番1）との筆界の記載がないが，地役権図面には記載があるため，当該図面を参考として位置関係を把握した。 ・周辺隣地との境界は判然としない。 ・目的物件は，現在までの利用履歴や現在の利用状況から土壌汚染の可能性の端緒が認められないが，土壌調査を行っていないため詳細は不明である。 	

(注) 「有」，「無」の基準については，以下のとおり。

※「有」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされている。

※「無」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされていない。

5 土地の概況及び利用状況等（物件19）

位 置・交 通	J R 関西本線「亀山」駅 南東方・直線距離 約2.3km (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	農家集落地域周辺に広がる林地地域。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域
	用 途 地 域	60%
	指 定 建 ぺ い 率	200%
	指 定 容 積 率	—————
	防 火 規 制	—————
そ の 他 の 規 制	地域森林計画対象民有林 急傾斜地崩壊危険区域 農用地区域	
画 地 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・地積：2,188㎡ ・不整形形状地 ・南向傾斜地勢（標高50m～60m程度，傾斜約20度） 	
接 面 道 路	○公図に道路の記載がなく正確な位置関係が判然としないため，接道の状況は不明であるが，近くに下記林道が存するものと思われる。 ・幅員約1m（種別：林道），未舗装	
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・現況山林（現況竹林であるものと思われる） ・占有状況については「現況調査報告書」参照 	
供 給 処 理 施 設 (注)	上 水 道	無
	ガ ス 配 管	無
	下 水 道	無
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・目的物件の形状は法務局備付の公図を前提とし，位置関係は隣接周辺を含めた公図・地役権図面及び森林簿並びに森林計画図（三重県四日市農林事務所及び森林組合おわせからの情報提供による）に基づき推定した。目的物件の面積については正確な位置形状が不明であるため縄伸び，縄縮みが発生している可能性があるが判然としない。 ・周辺隣地との境界は判然としない。 ・目的物件は，現在までの利用履歴や現在の利用状況から土壌汚染の可能性の端緒が認められないが，土壌調査を行っていないため詳細は不明である。 	

(注) 「有」，「無」の基準については，以下のとおり。

※「有」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされている。

※「無」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされていない。

6 土地の概況及び利用状況等（物件20）

位置・交通	JR関西本線「亀山」駅 南東方・直線距離 約2.0km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	農家集落地域周辺に広がる林地地域。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	60%
	指定建ぺい率	200%
	指定容積率	—————
	防火規制	—————
その他の規制	地域森林計画対象民有林 砂防指定地	
画地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・地積：654㎡ ・不整形画地 ・南向緩傾斜地勢（標高70m～75m程度，傾斜約5度） 	
接面道路	<p>○西側に公図上道路の記載があり，正確な位置関係が判然としないため，接道の状況は不明であるが，近くに下記道路が存するものと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅員約2～3m（種別：道路），未舗装 	
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・現況山林 ・占有状況については「現況調査報告書」参照 	
供給処理施設 (注)	上水道	無
	ガス配管	無
	下水道	無
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・目的物件の形状は法務局備付の公図を前提とし，位置関係は隣接周辺を含めた公図・地積測量図に基づき推定した。目的物件の面積については正確な位置形状が不明であるため縄伸び，縄縮みが発生している可能性があるが判然としない。 ・周辺隣地との境界は判然としない。 ・目的物件は，現在までの利用履歴や現在の利用状況から土壌汚染の可能性の端緒が認められないが，土壌調査を行っていないため詳細は不明である。 	

(注) 「有」，「無」の基準については，以下のとおり。

※「有」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされている。

※「無」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされていない。

7 土地の概況及び利用状況等（物件21）

位置・交通	JR関西本線「亀山」駅 南東方・直線距離 約2.0km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	農家集落地域周辺に広がる林地地域。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	60%
	指定建ぺい率	200%
	指定容積率	—————
	防火規制	—————
その他の規制	地域森林計画対象民有林 砂防指定地	
画地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・地積：1,345㎡ ・不整形画地 ・南向緩傾斜地勢（標高70m～75m程度，傾斜約5度） 	
接面道路	<p>○東側に公図上道路の記載があり，正確な位置関係が判然としないため，接道の状況は不明であるが，近くに下記道路が存するものと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅員約2～3m（種別：道路），未舗装 	
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・現況山林 ・占有状況については「現況調査報告書」参照 	
供給処理施設 (注)	上水道	無
	ガス配管	無
	下水道	無
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・目的物件の形状は法務局備付の公図を前提とし，位置関係は隣接周辺を含めた公図・地積測量図に基づき推定した。目的物件の面積については正確な位置形状が不明であるため縄伸び，縄縮みが発生している可能性があるが判然としない。 ・周辺隣地との境界は判然としない。 ・目的物件は，現在までの利用履歴や現在の利用状況から土壤汚染の可能性の端緒が認められないが，土壤調査を行っていないため詳細は不明である。 	

(注) 「有」，「無」の基準については，以下のとおり。

※「有」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされている。

※「無」：該当施設の本管から，目的物件内への引込がなされていない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

なお、立木の価格について、目的物件内に存する伐採して販売可能な立木の材積の把握が困難であり、また、材積が把握可能であるとしても、伐採から販売までの経費が大きく、立木の販売金額を経費が上回る可能性も考えられる。よって、本件評価においては、目的物件の更地価格に立木価格による加算はしないものとした。

(1) 目的物件1の更地価格

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	更地価格 (円) ア×イ×ウ=エ
1	420	0.72	644	190,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格・・・・・・・・別紙「標準画地価格決定表」参照。

イ 個別格差・・・・・・・・0.72 <下記条件の相乗積による>

・行政的条件 0.80 (急傾斜地崩壊危険区域)

・その他条件 0.90 (他人地介在)

ウ 地 積・・・・・・・・登記数量による。

* * * 以 下 余 白 * * *

(2) 目的物件 2・4～9・18 の更地価格

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	更地価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	420	0.90	4,152	1,560,000
4	420	0.90	1,937	730,000
5	420	0.90	158	50,000
6	420	0.90	257	90,000
7	420	0.90	3,140	1,180,000
8	420	0.90	330	120,000
9	420	0.90	2,413	910,000
18	420	0.90	307	110,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格・・・・・・ 別紙「標準画地価格決定表」参照。

イ 個別格差・・・・・・ 0.90 <下記条件による>

・その他条件 0.90 (地役権)

ウ 地 積・・・・・・ 登記数量による。

* * * 以 下 余 白 * * *

(3) 目的物件3の更地価格

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	更地価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	420	0.80	95	30,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格・・・・・・別紙「標準画地価格決定表」参照。

イ 個別格差・・・・・・ 0.80 <下記条件による>

・その他条件 0.80 (帯状であり単独での利用困難)

ウ 地 積・・・・・・ 登記数量による。

(4) 目的物件13～17の更地価格

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	更地価格 (円) ア×イ×ウ=エ
13	420	0.81	4,013	1,360,000
14	420	0.81	505	170,000
15	420	0.81	1,130	380,000
16	420	0.81	2,191	740,000
17	420	0.81	396	130,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格・・・・・・別紙「標準画地価格決定表」参照。

イ 個別格差・・・・・・ 0.81 <下記条件の相乗積による>

・行政的条件 0.90 (地役権)

・その他条件 0.90 (宅地化の影響)

ウ 地 積・・・・・・ 登記数量による。

(5) 目的物件19の更地価格

番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別 格差 イ	地積 (m ²) ウ	更地価格 (円) ア×イ×ウ=エ
19	420	0.70	2,188	640,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格・・・・・・ 別紙「標準画地価格決定表」参照。

イ 個別格差・・・・・・ 0.70 <下記条件による>

・行政的条件 0.70 (急傾斜地崩壊危険区域, 農用地区域)

ウ 地 積・・・・・・ 登記数量による。

(6) 目的物件20の更地価格

番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別 格差 イ	地積 (m ²) ウ	更地価格 (円) ア×イ×ウ=エ
20	420	1.19	654	320,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格・・・・・・ 別紙「標準画地価格決定表」参照。

イ 個別格差・・・・・・ 1.19 <下記条件の相乗積による>

・交通・接近条件 1.10 (搬出距離等)

・行政的条件 0.90 (砂防指定地)

・その他条件 1.20 (宅地化等の影響)

ウ 地 積・・・・・・ 登記数量による。

* * * 以 下 余 白 * * *

(7) 目的物件21の更地価格

番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別 格差 イ	地積 (m ²) ウ	更地価格 (円) ア×イ×ウ=エ
21	420	1.19	1,345	670,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格・・・・・・・・別紙「標準画地価格決定表」参照。

イ 個別格差・・・・・・・・1.19 <下記条件の相乗積による>

・交通・接近条件 1.10 (搬出距離等)

・行政的條件 0.90 (砂防指定地)

・その他条件 1.20 (宅地化等の影響)

ウ 地 積・・・・・・・・登記数量による。

* * * 以下余白 * * *

2 評価額の判定

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

番号	更地価格 (円/m ²) <1エ> ア	占有減価 修正 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正 エ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ
1	190,000	1.00	0.70	0.60	70,000
2	1,560,000	1.00	0.70	0.60	650,000
3	30,000	1.00	0.70	0.60	10,000
4	730,000	1.00	0.70	0.60	300,000
5	50,000	1.00	0.70	0.60	20,000
6	90,000	1.00	0.70	0.60	30,000
7	1,180,000	1.00	0.70	0.60	490,000
8	120,000	1.00	0.70	0.60	50,000
9	910,000	1.00	0.70	0.60	380,000
13	1,360,000	1.00	0.70	0.60	570,000
14	170,000	1.00	0.70	0.60	70,000
15	380,000	1.00	0.70	0.60	150,000

次頁へ続く

番号	更地価格 (円/m ²) <1エ> ア	占有減価 修正 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正 エ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ
16	740,000	1.00	0.70	0.60	310,000
17	130,000	1.00	0.70	0.60	50,000
18	110,000	1.00	0.70	0.60	40,000
19	640,000	1.00	0.70	0.60	260,000
20	320,000	1.00	0.70	0.60	130,000
21	670,000	1.00	0.70	0.60	280,000
一括価格(合計)					3,860,000

※万円未満切捨

イ占有減価修正：特になし。

ウ 市場性修正

- ・ 正確な位置関係や形状が不明な現況山林であり、各物件も一体的ではなく、数か所に分かれており利用用途が非常に限定されると思われるため、市場性減価として査定した。

エ 競売市場修正

- ・ 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

* * * 以下余白 * * *

第6 附 属 資 料

- ・ 位置図
- ・ 公図写し（法務局備付図面に基づく）
- ・ 地役権図面写し（同上）
- ・ 適正取得証明書
- ・ 仮名一覧表

以 上

標準画地価格決定表

(1) 標準画地の概要

※幅員約1m林道に接面する傾斜地勢の山林（約1000㎡）

(2) 取引事例等に基づく比準価格

No.	所 在	地 目	取 引 時 点			
1	亀山市下庄町 地内 ※約1m林道沿い	山林	令和4年12月			
2	亀山市下庄町 地内 ※約1m林道沿い	山林	令和3年4月			
No.	取引価格	事 情	時 点	標準化	地 域	比準価格
1	574	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{99.5}{100}$	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{100}{130}$	430
2	303	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{98.5}{100}$	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{100}{70}$	420
標準画地の 比準価格査定						420 円/㎡

※標準化補正・・・ No.1, No.2共に概ね標準的

※地域要因・・・ 交通接近条件, 宅地化等の影響の程度等を考慮した。

※標準画地の比準価格・・・ 2事例から査定された価格の平均値を採用した。
(十円未満切捨)

(3) 地価公示価格・地価調査価格を規準とした価格

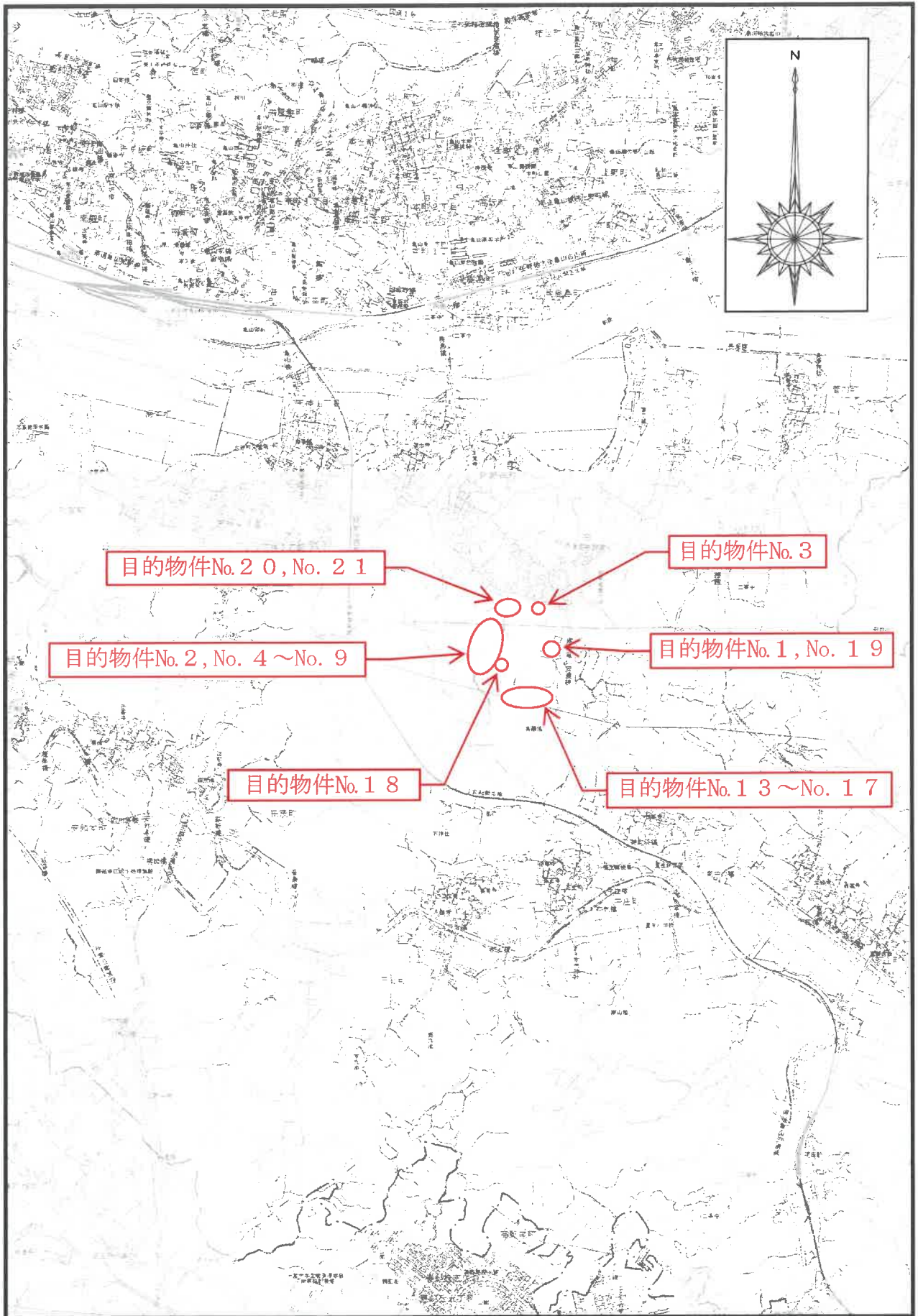
同種別の比準可能な地価公示地・地価調査基準地はない。

(4) 標準価格の決定

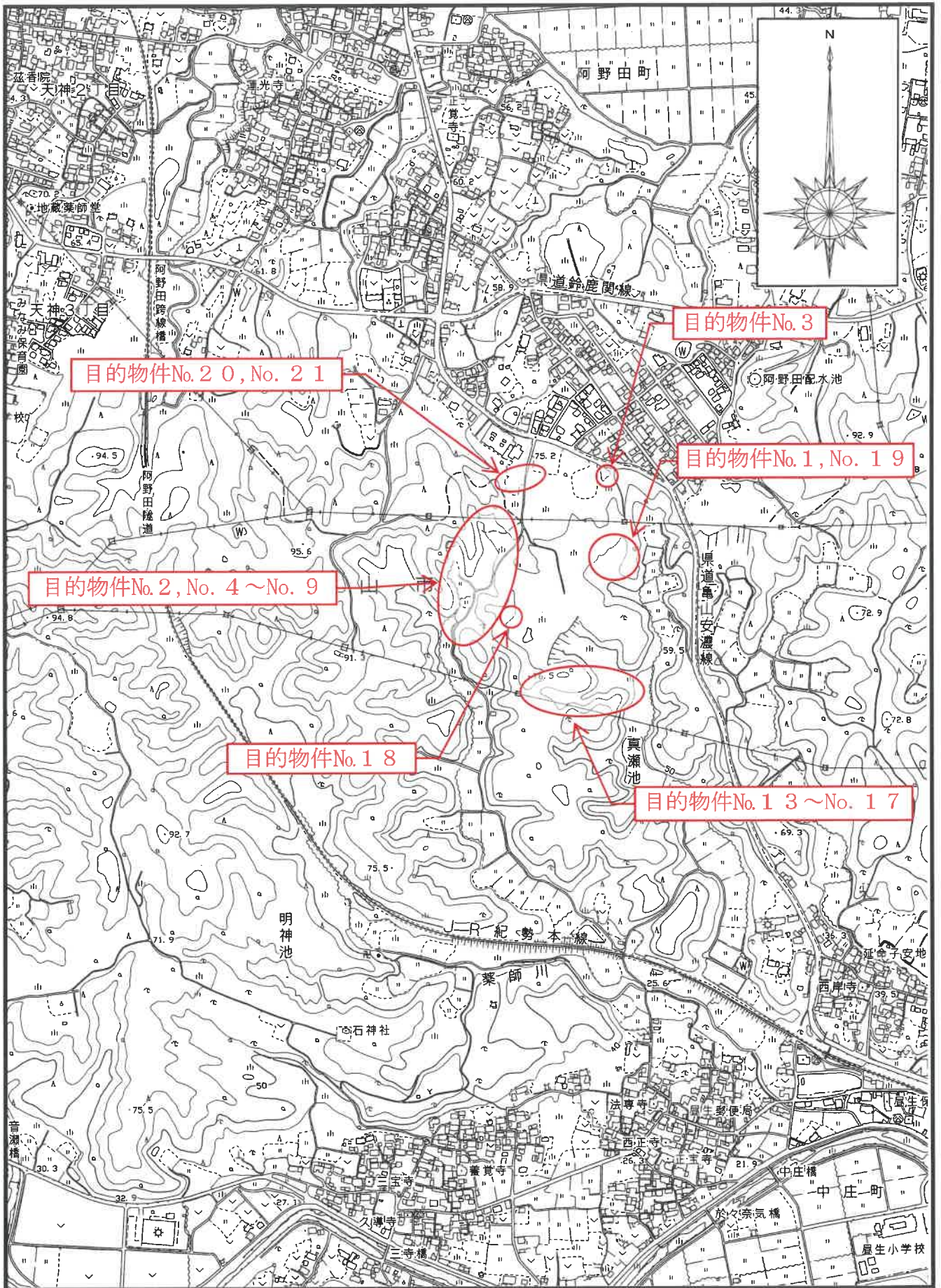
標準画地の価格は、(2)の比準価格を指標として、近時の地価動向も勘案し、以下のとおり決定した。

○ 標準価格： 420 円/㎡

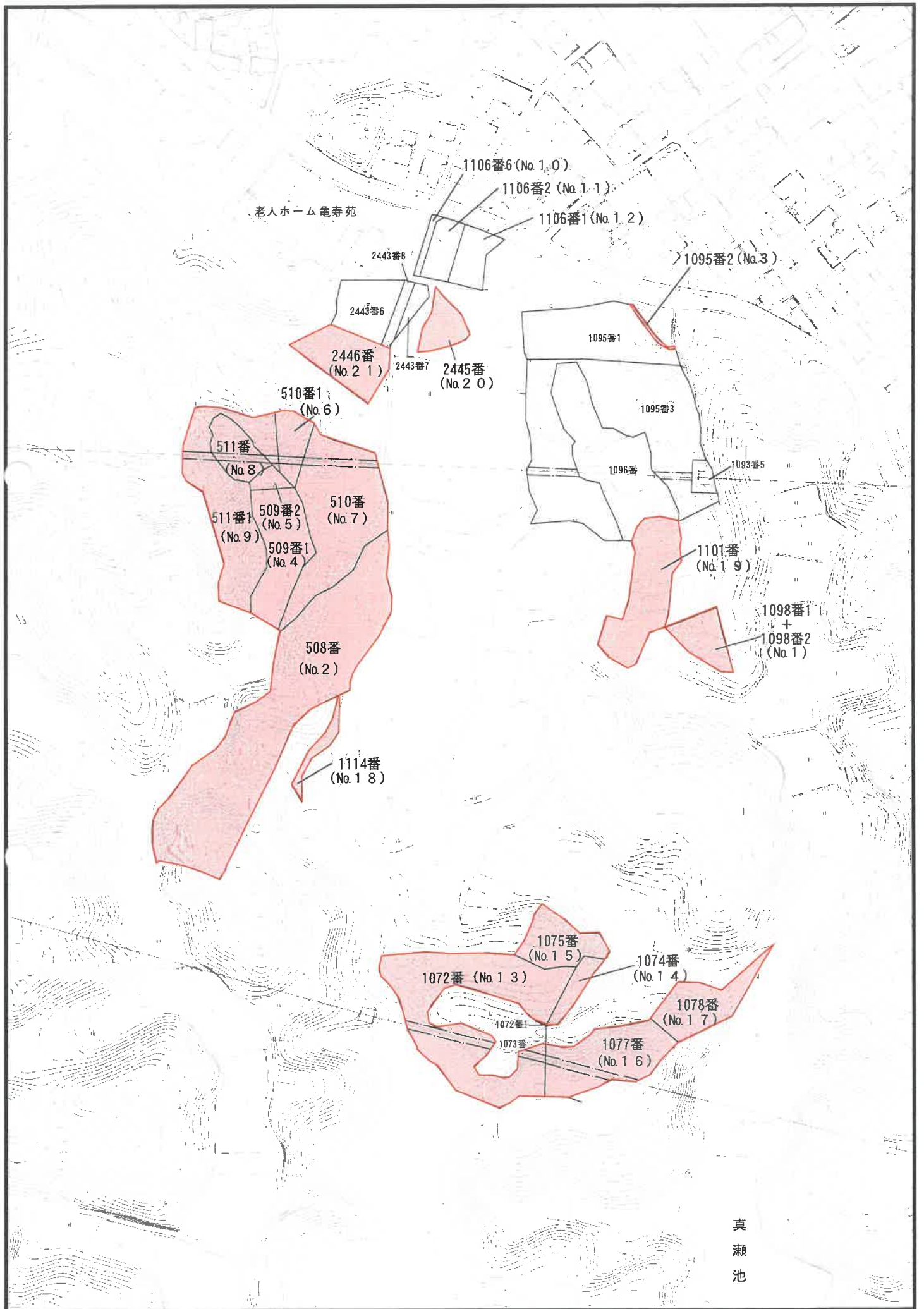
附 属 资 料



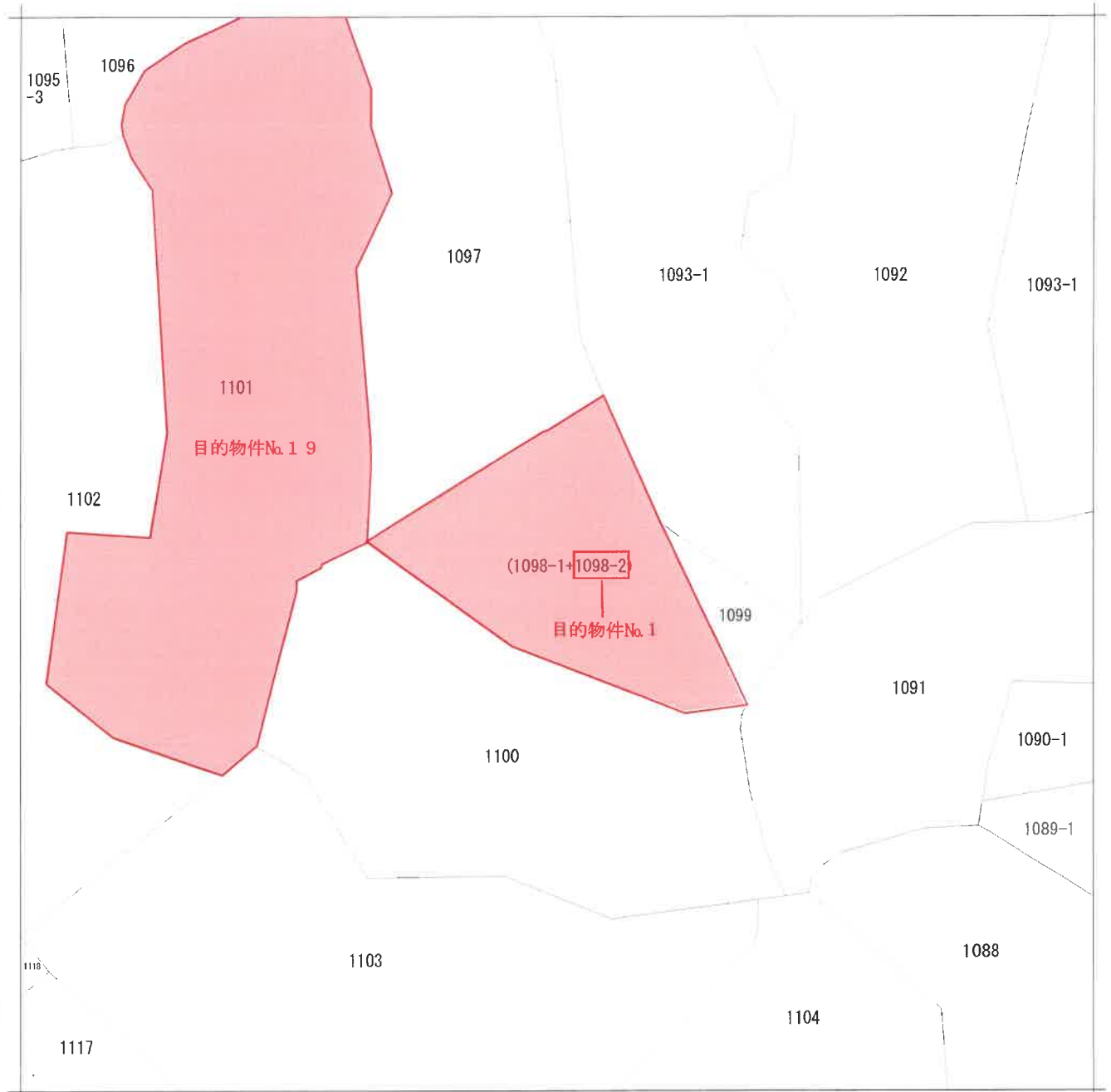
位置図 S = 1 : 25000
 ※亀山市役所『白図』



位置図 S = 1 : 10000
 ※ 亀山市役所『白図』



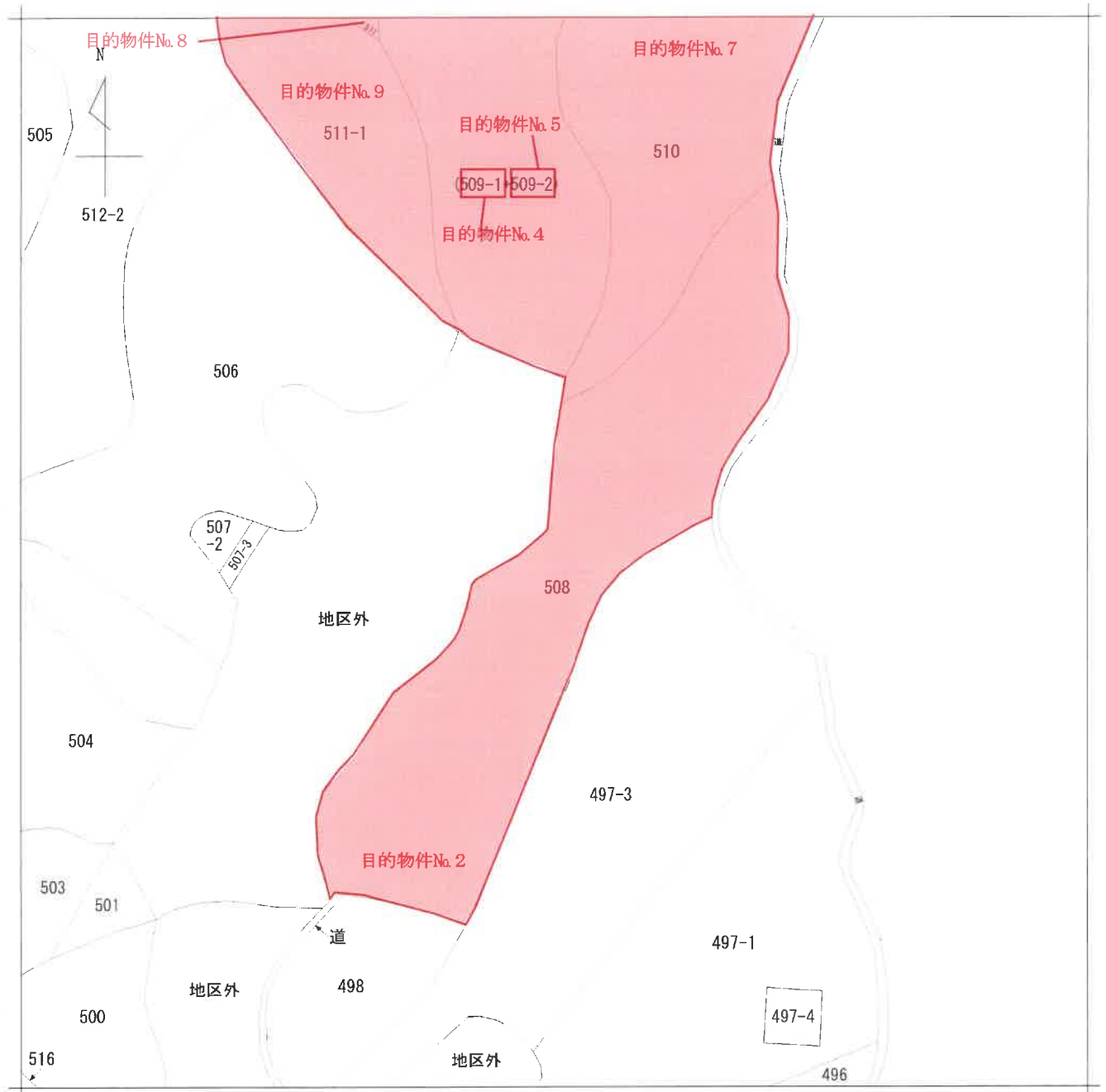
位置図S=1:2500 ※亀山市役所『白図』



地番区域見出
中庄町

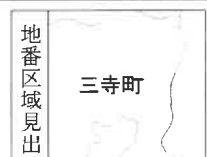
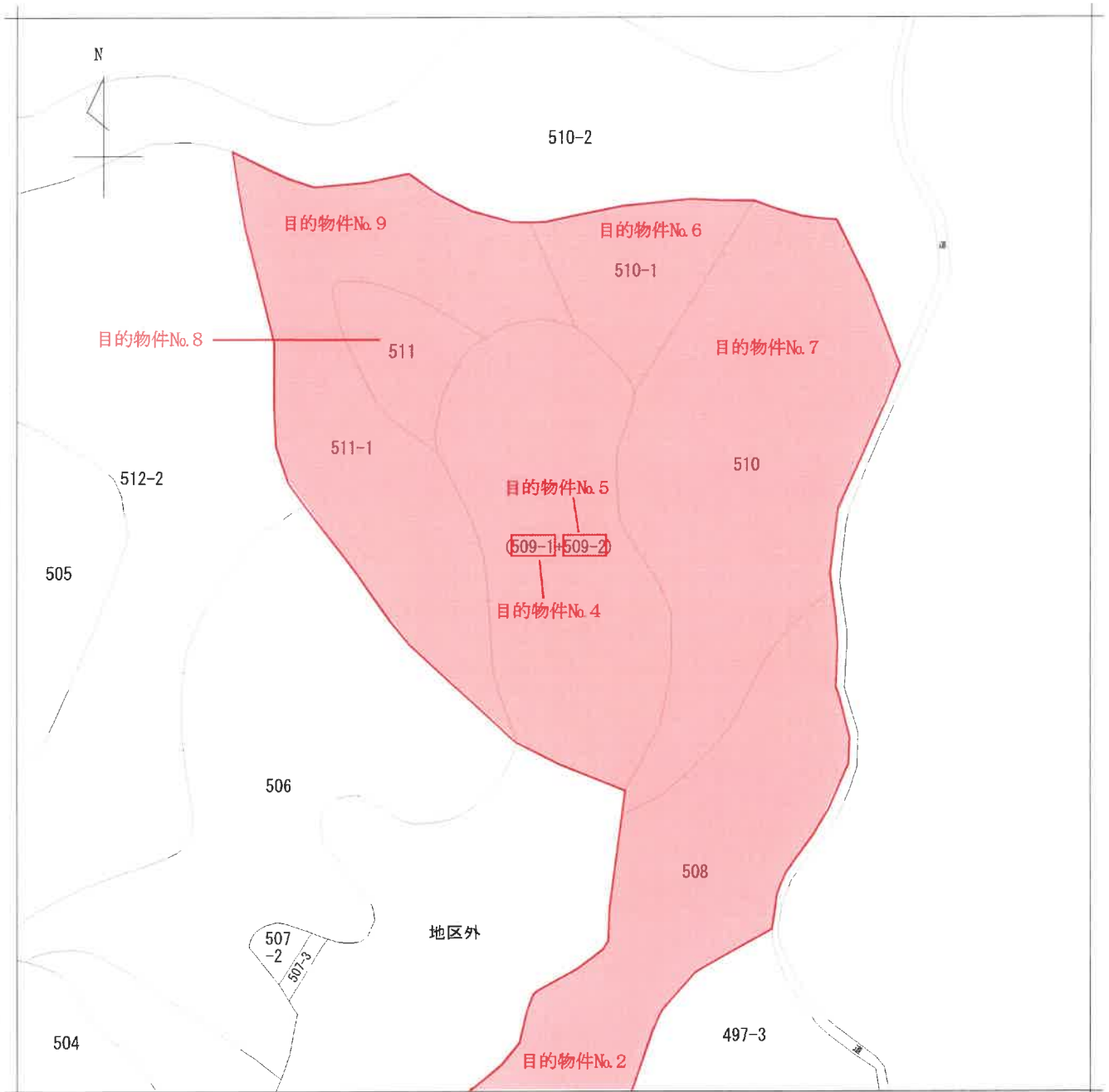
請求部	所在	亀山市中庄町字北山				地番	1098番2		
出力縮	縮尺不明	精度分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	方位不明	

公図写し

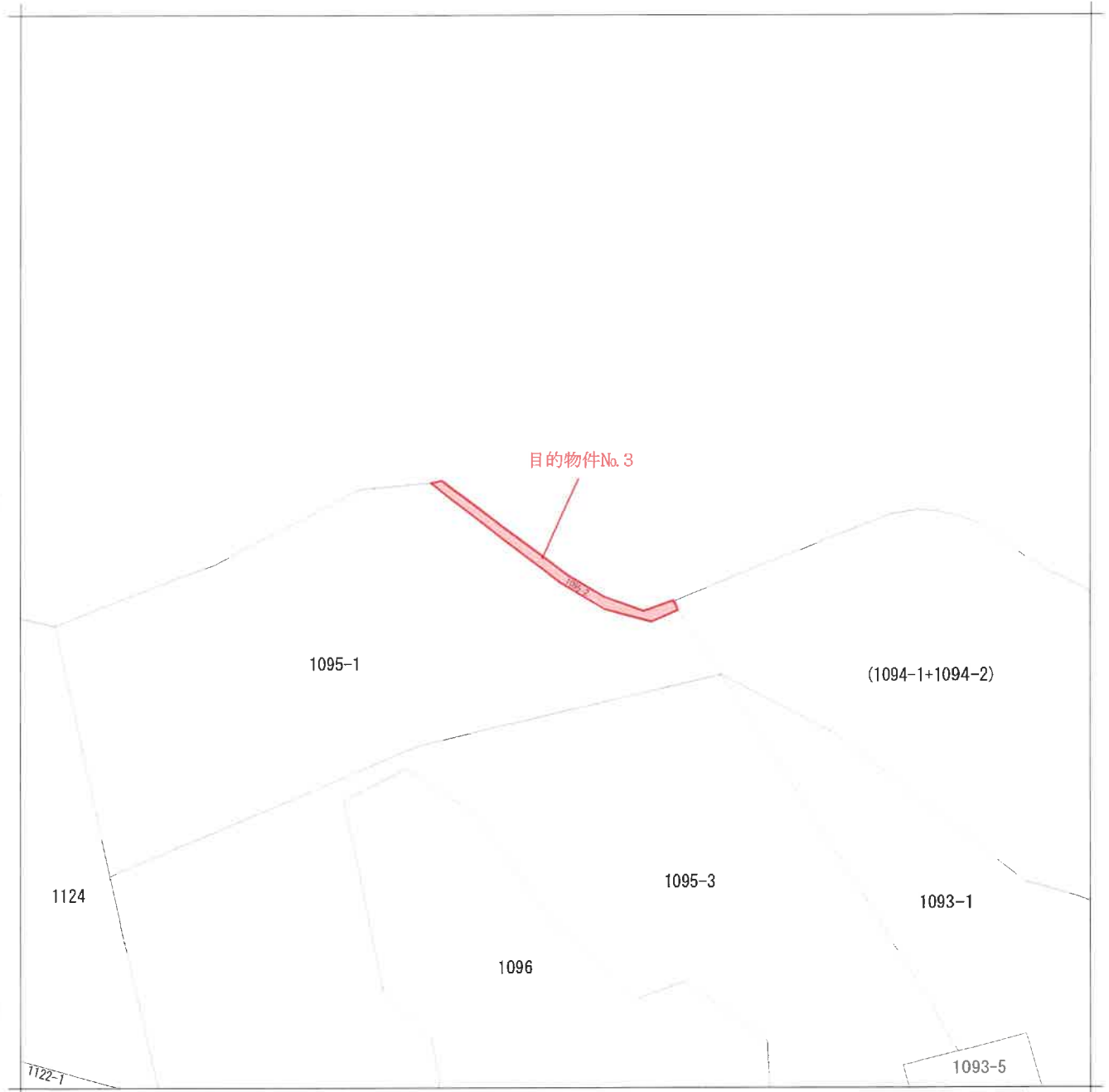


請求部	所在	亀山市三寺町字奥巻				地番	508番	
出力縮	縮尺不明	精度区	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

公図写し



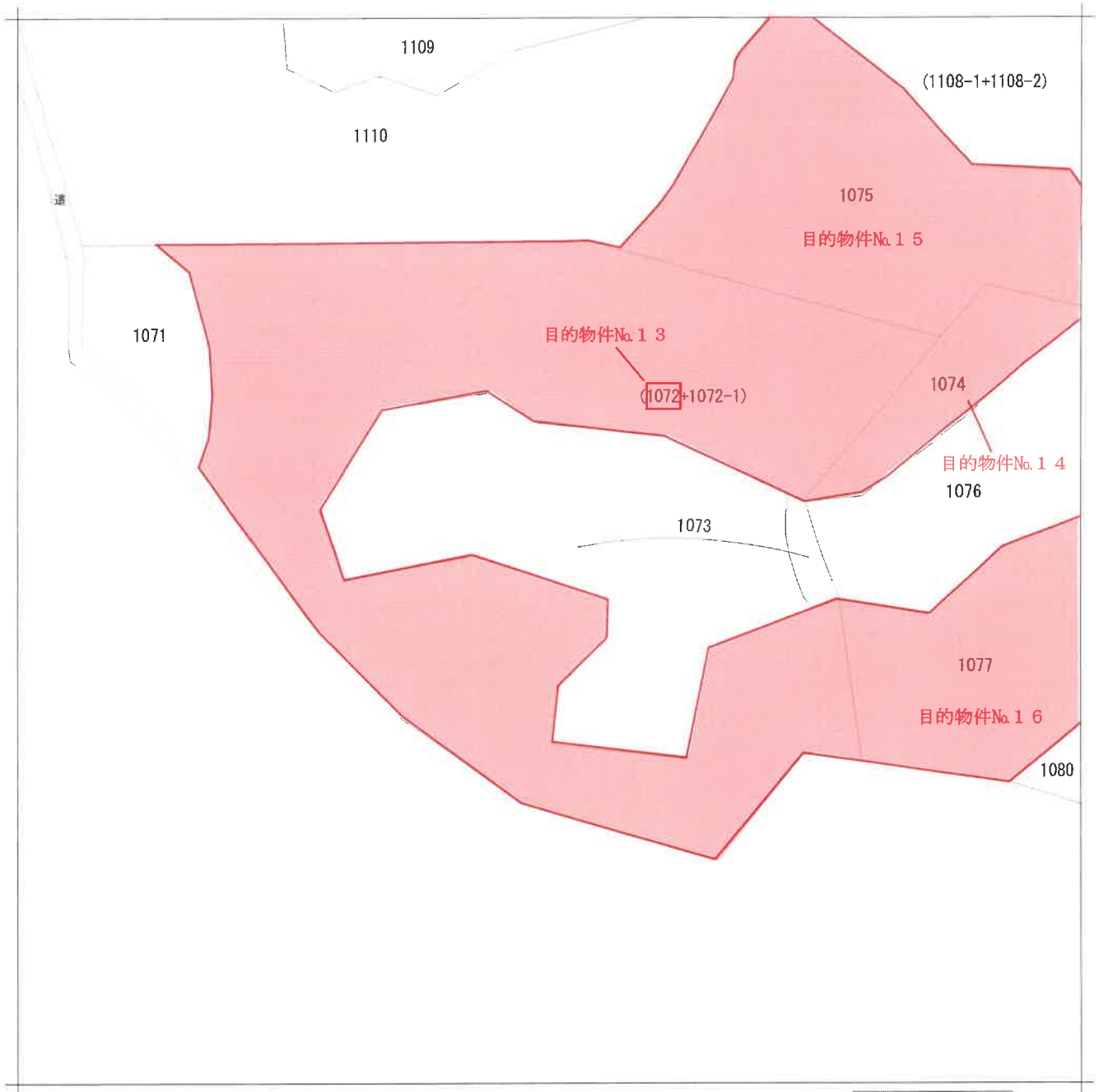
請求部	所在	亀山市三寺町字奥巻芯				地番	509番2		
出力縮	縮尺不明	精度分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		



地番区域見出
中庄町

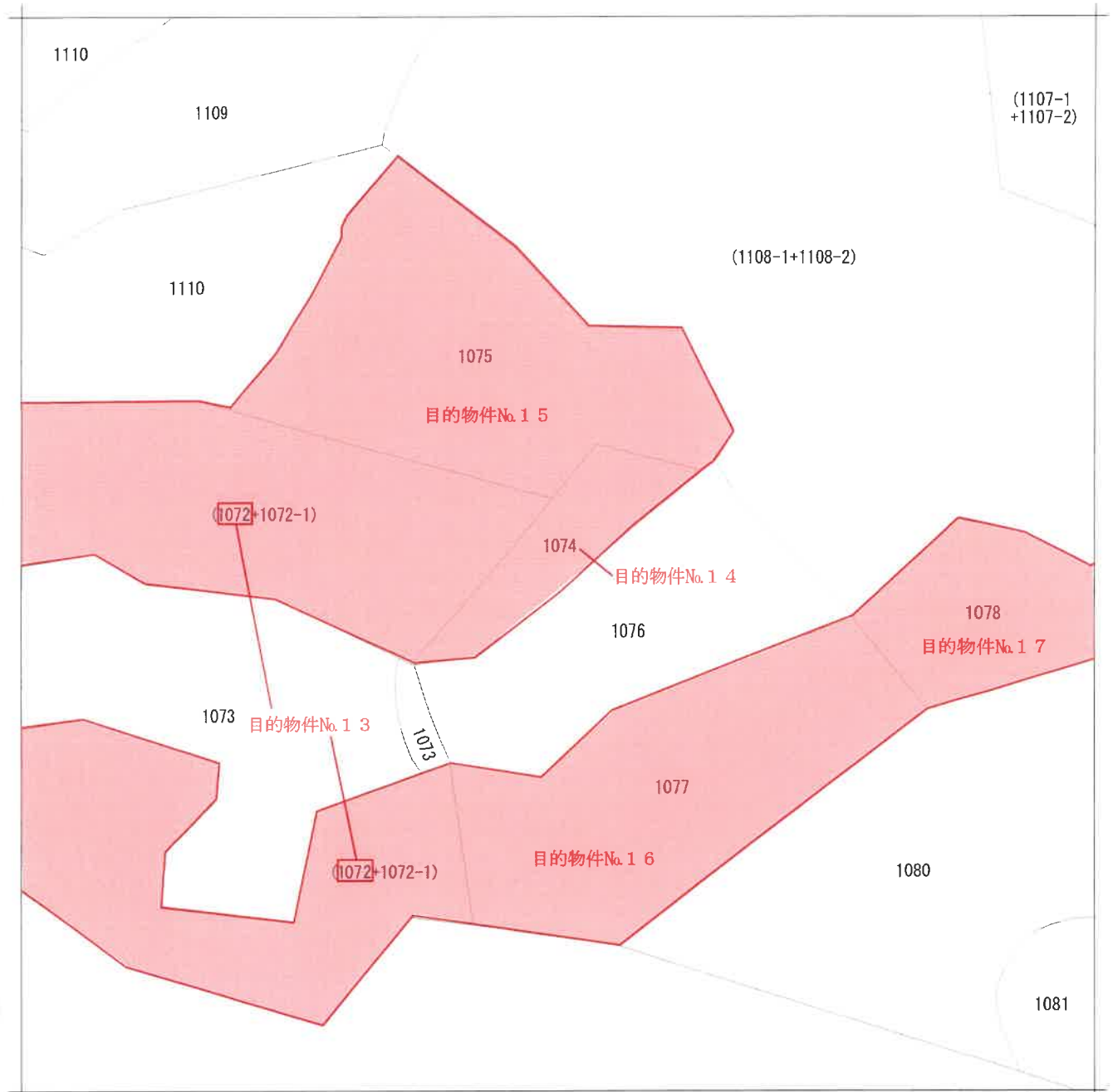
請求部	所在	亀山市中庄町字北山				地番	1095番2		
出力縮	縮尺不明	精度区	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	方位不明	

公図写し



地番区域見出
中庄町

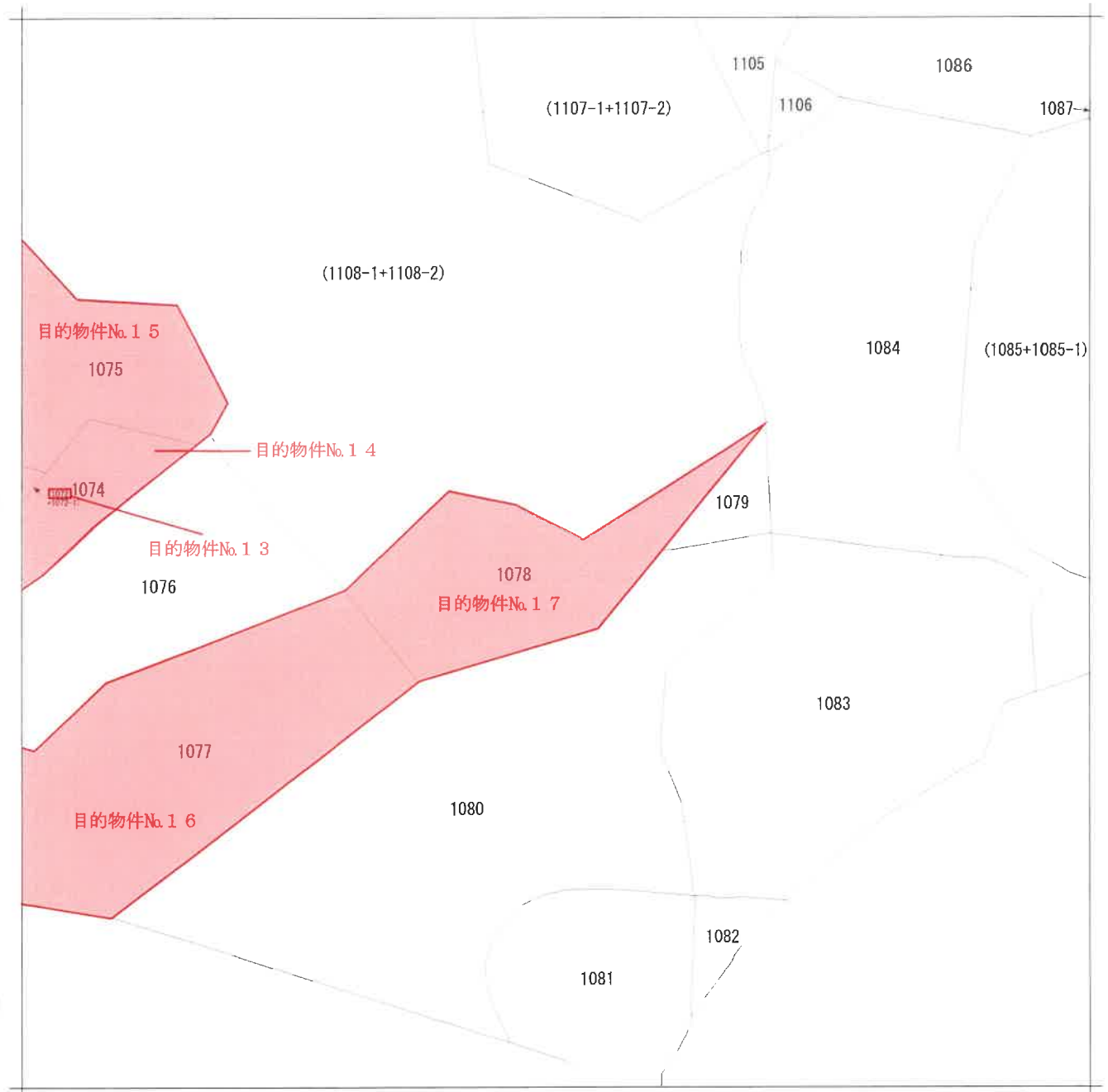
請求部	所在	亀山市中庄町字北山				地番	1072番		
出力尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	方位不明	



地番区域見出
中庄町

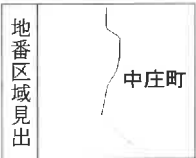
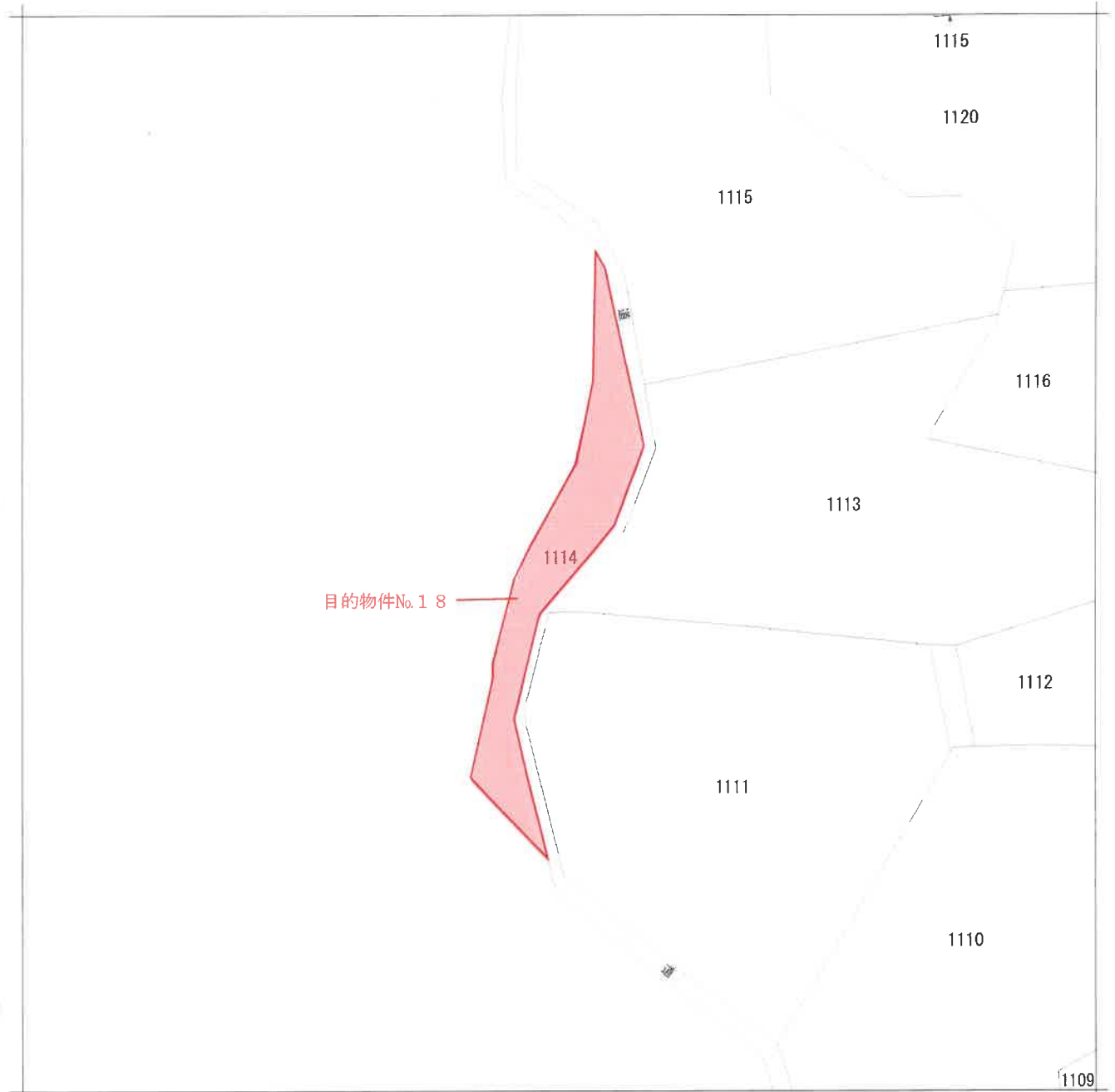
請求部	所在	亀山市中庄町字北山				地番	1074番			
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図		
作成年月日				備付年月日 (原図)			補記事項	方位不明		

公図写し

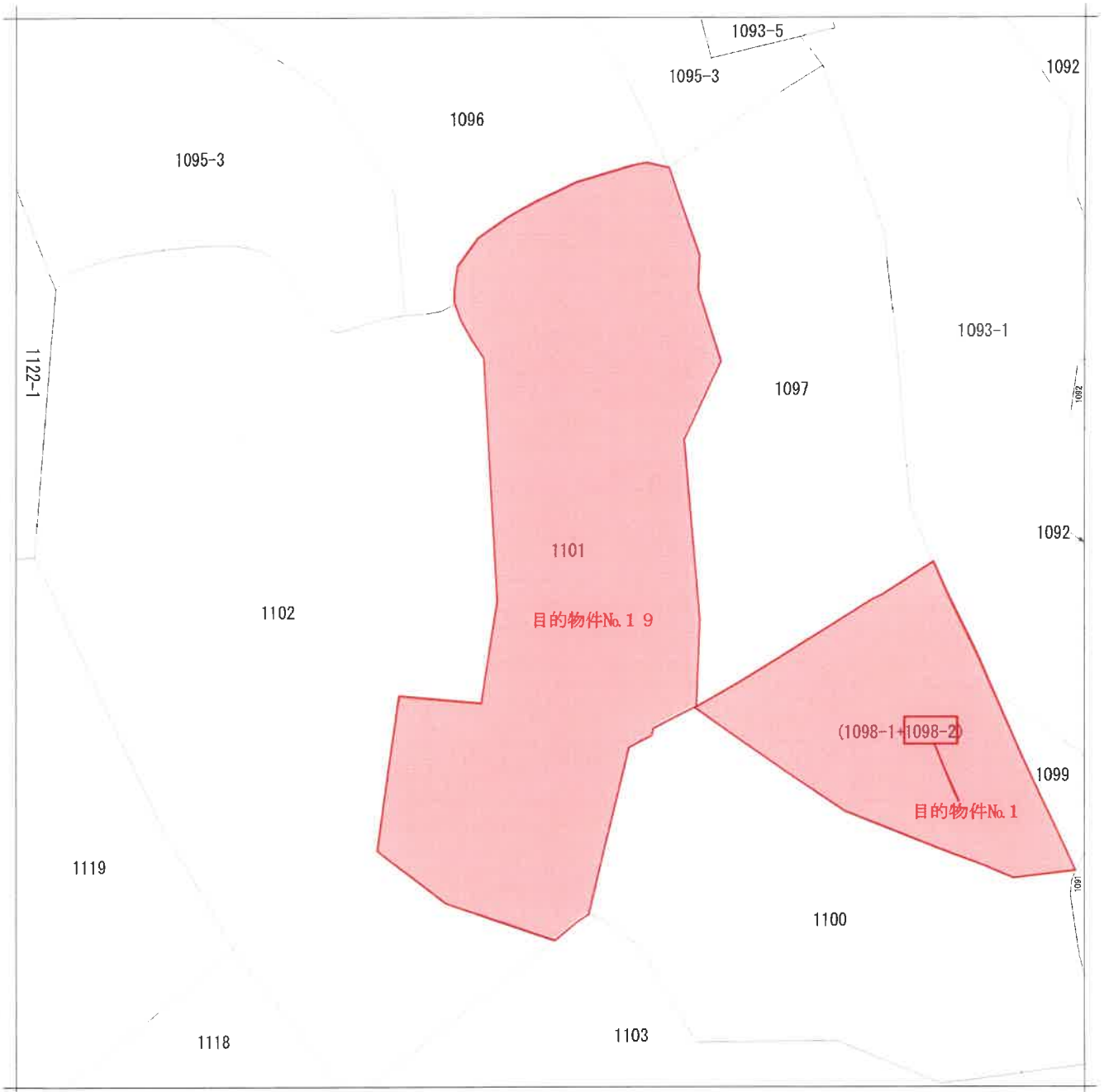


地番区域見出
中庄町

請求部	所在	亀山市中庄町字北山				地番	1078番			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項	方位不明	



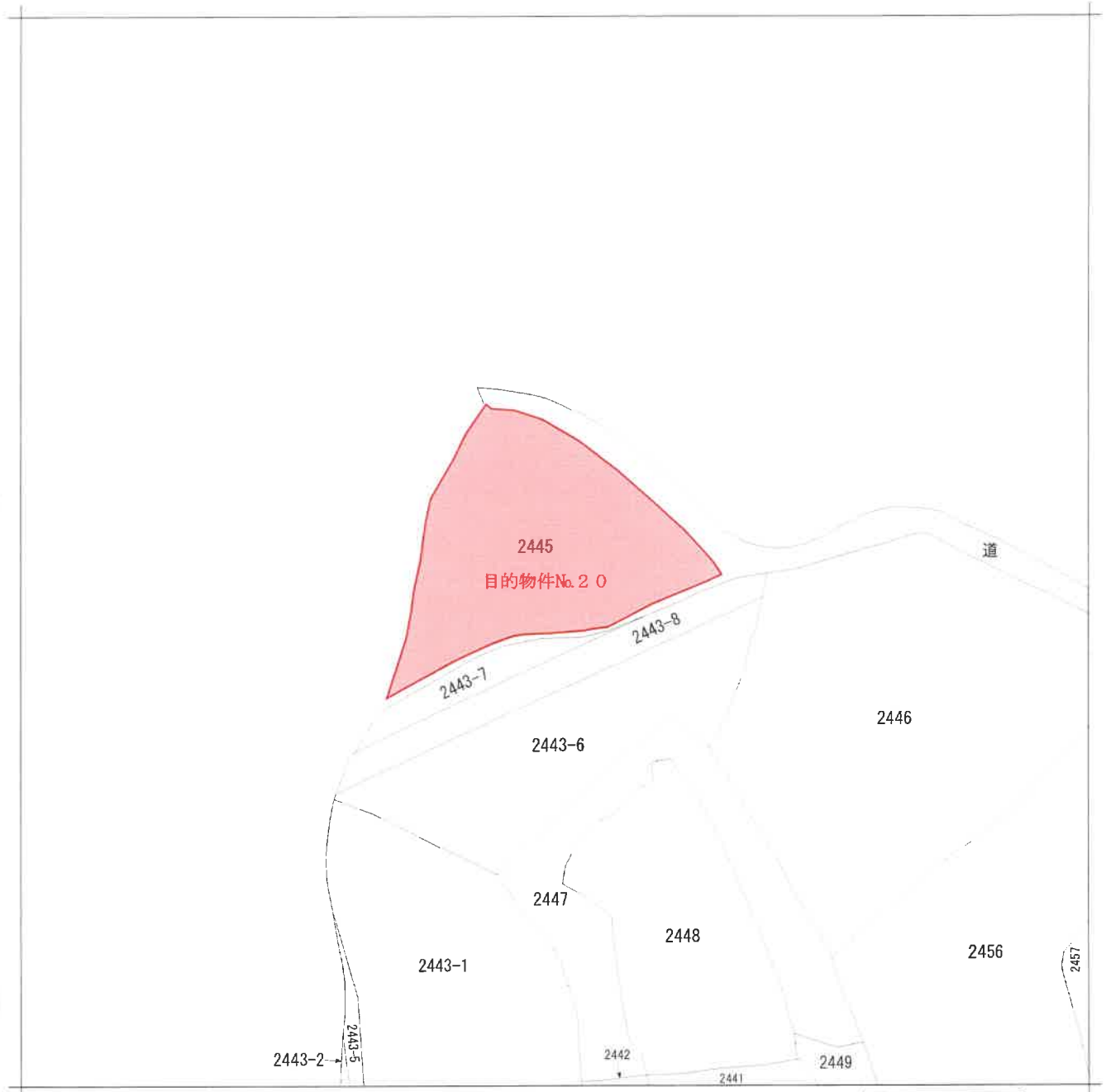
請求部	所在	亀山市中庄町字北山				地番	1114番			
出力縮	縮尺不明	精度区	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図		
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	方位不明		



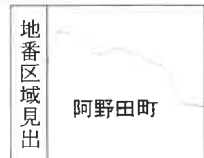
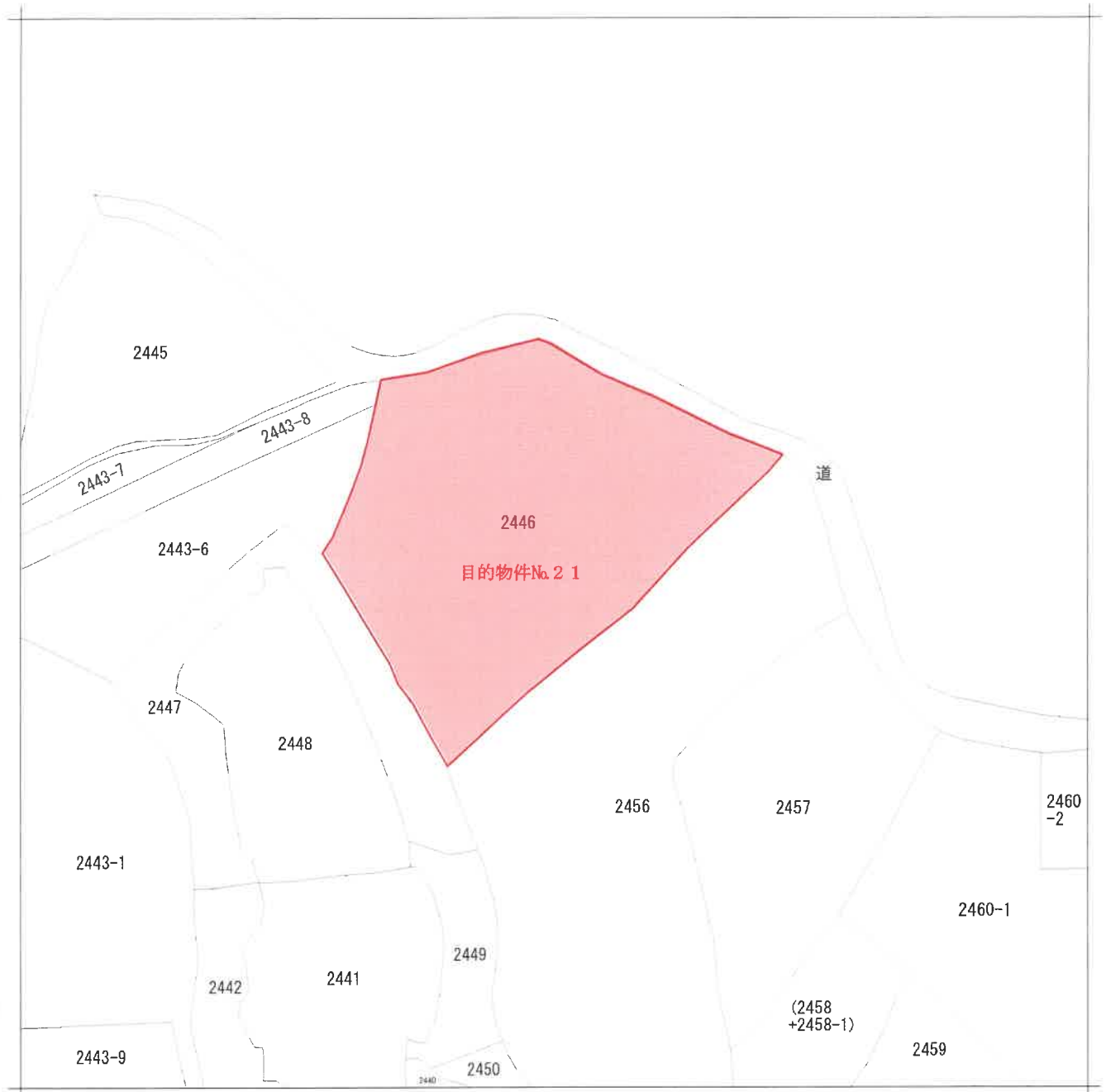
地番区域見出
中庄町

請求部分	所在		亀山市中庄町字北山			地番	1101番			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			補事項	方位不明		

公図写し



請求部	所在	亀山市阿野田町字二本松				地番	2445番		
出力尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	方位不明	



請求部	所在	亀山市阿野田町字二本松				地番	2446番		
出力縮	縮尺不明	精度分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日 (原図)			補事項	方位不明	

公図写し

登記年月日：平成33年2月26日 地役権図面番号：96

007654
地役権図面第

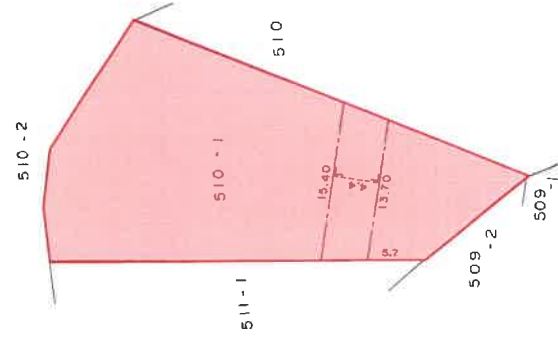
96 号

平成33年2月26日
第1840号
可受付

地役権図面

承の承の	役地の役所の	地番地所在	510-1 亀山市三寺町字奥さひ
------	--------	-------	---------------------

範囲 南西角を基として五、七メートルの所より四辺形の六四、〇貳平方メートル



地番 510-1
(15,400+ 13,700)
X 4,400 = 128,040000
1 / 2 64,020000
64.02 m²

申請人

地役権者

縮尺 1 / 500

地役権図面写し

(A3をA4に縮小)

登記年月日：平成4年4月9日 地役権図面番号：62

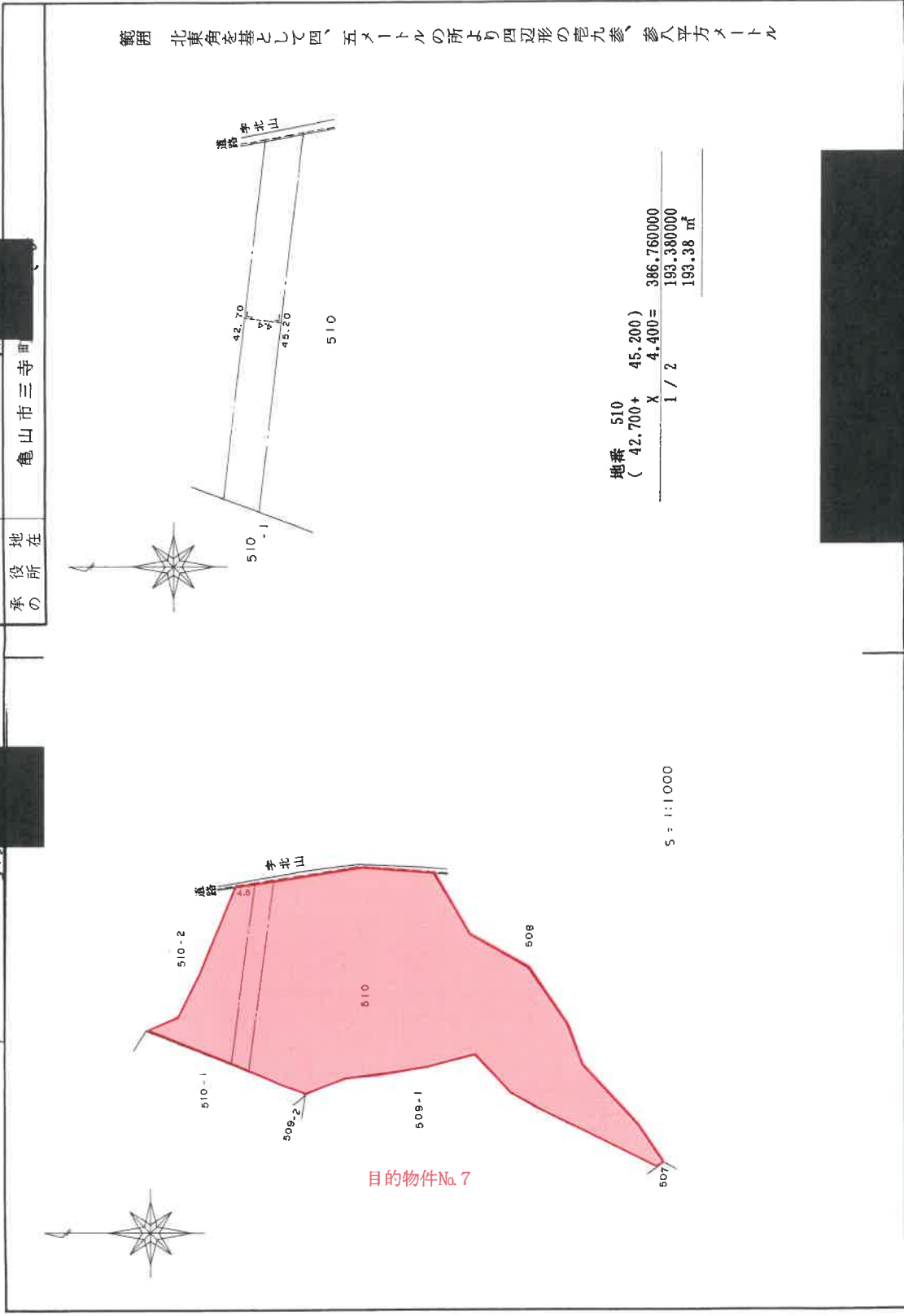
007825
地役権図面第

62 号

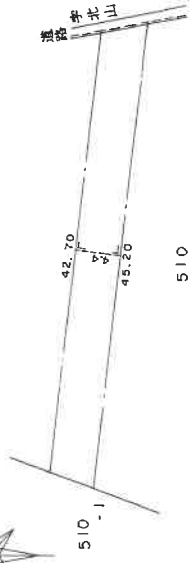
平成 年 第 号
平成 4. 4. 9

役権図面

承の承	地番	510
承の承	地役所	龜山市三寺町



範圍 北真角を基として四、五メートルの所より四辺形の尾九參、參八平方メートル



地番 510
 (42,700 + 45,200)
 X 4,400 = 386,760,000
 1 / 2 193,380,000
 193.38 m²

S = 1:1000

申請人	地役権者	縮尺 1/500
-----	------	----------

地役権図面写し

(A3をA4に縮小)

登記年月日：平成30年2月26日 地役権図面番号：97

007655
地役権図面第

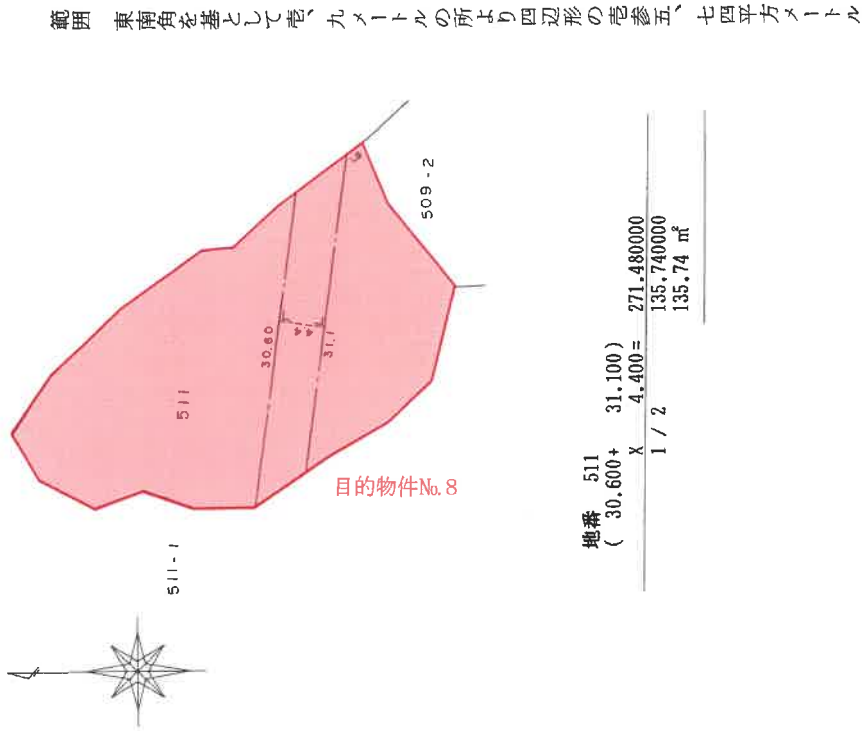
97 号

平成平成30年2月26日
第 / 号

付

地役権図面

承の地番	511
承の地役所在	亀山市三寺町字奥ぞび



地番 511
 (30,600+ 31,100)
 X 4,400 = 271,480,000
 1 / 2 135,740,000
 135,74 m²

申請人	地役権者	縮尺 1/500
-----	------	----------

地役権図面写し

(A3をA4に縮小)

登記年月日：平成33年2月26日 地役権図面番号：98

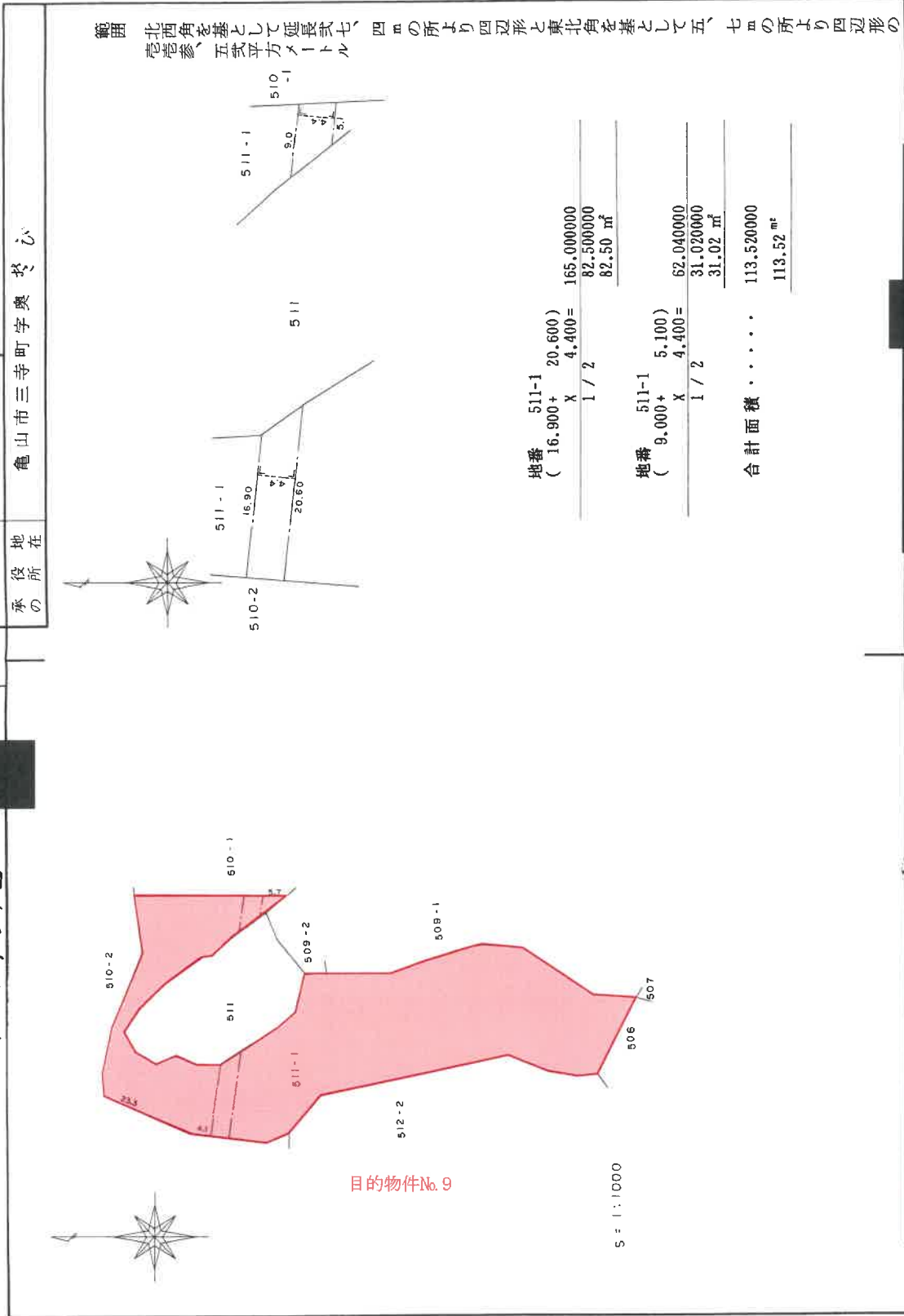
007656
地役権図面第

98号

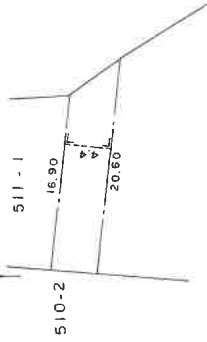
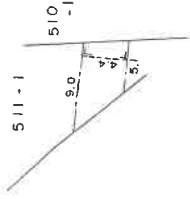
平成33年2月26日
第1842号
付

地役権図面

承の地番 511-1
承の役所 龜山市三寺町字奥冬心



範圍 北西角を基として延長式七、四の所より四辺形と東北角を基として五、七の所より四辺形の
参考、五式平方メートル



地番 511-1
(16,900 + 20,600)
× 4,400 = 165,000,000
1 / 2 82,500,000
82.50 m²

地番 511-1
(9,000 + 5,100)
× 4,400 = 62,040,000
1 / 2 31,020,000
31.02 m²

合計面積 113,520,000
113.52 m²

申請人	地役権者	縮尺	1 / 500
-----	------	----	---------

地役権図面写し

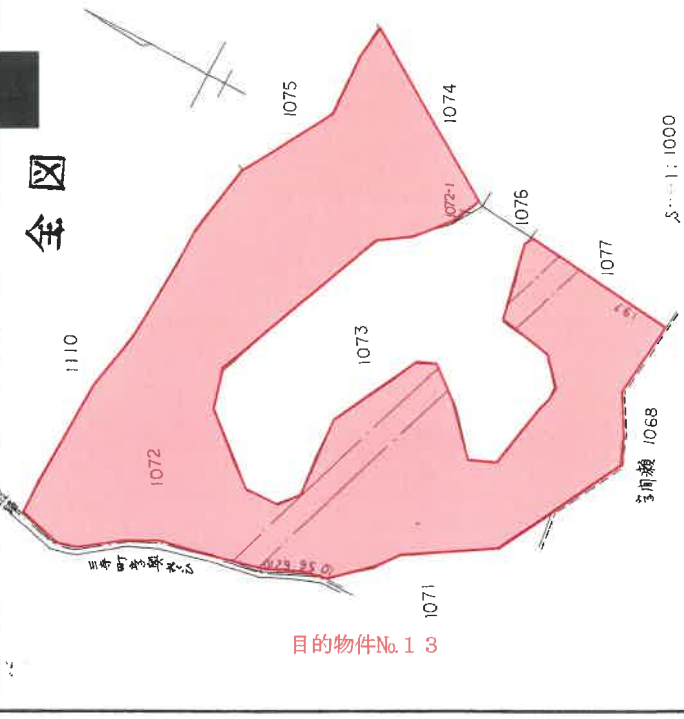
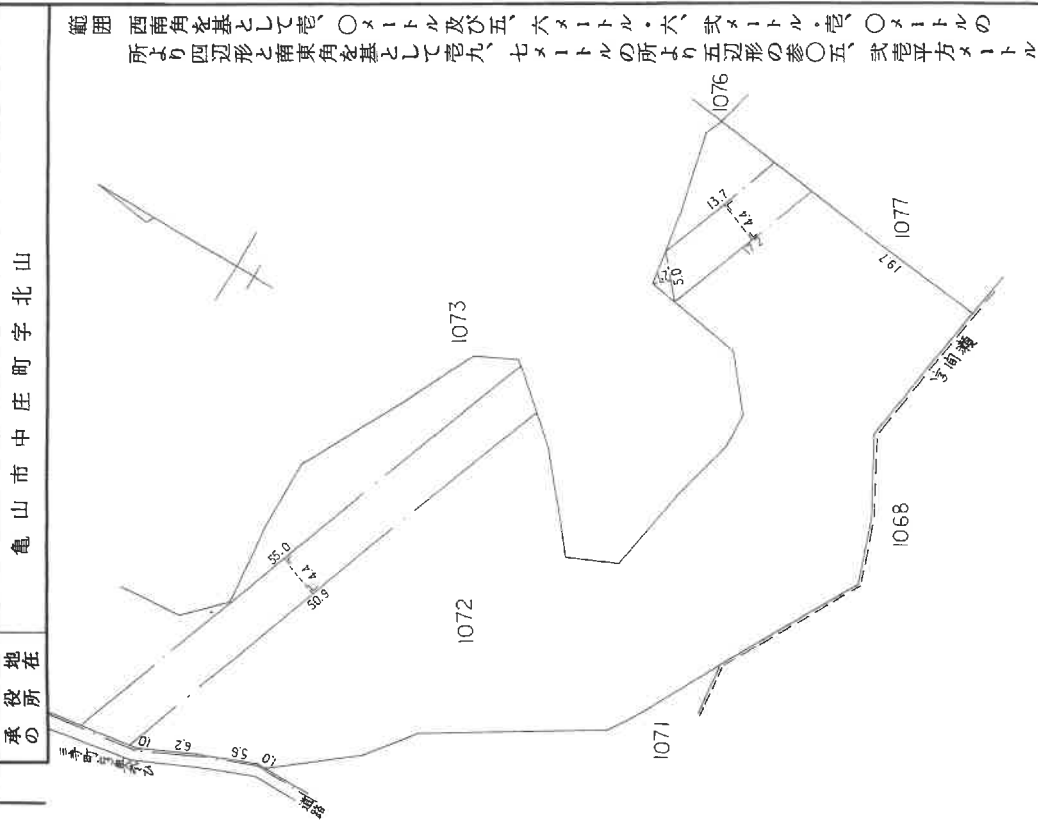
(A3をA4に縮小)

登記年月日：昭和62年10月29日 地役権図面番号：88

007070
地役権図面

昭和62年10月29日受付
第8582号

地役権図面



目的物件No.1 3

地番 1072	
(55,000+	50,900)
4,400 X	465,960,000
5,000 X	1,700 =
(13,700+	17,200)
4,400 X	135,960,000
TOTAL	610,420,000
1 / 2	305,210,000
	305.21 ㎡

範圍 西隅角を基として壹、〇メートル及び五、六メートル・六、式メートル・壹、〇メートルの所より四辺形と南東角を基として壹九、七メートルの所より五辺形の參〇五、式壹平方メートル

龜山市中庄町字北山

承の地番 1072
承役地所在

縮尺 1/500

地役権者

申請人

地役権図面写し

(A3をA4に縮小)

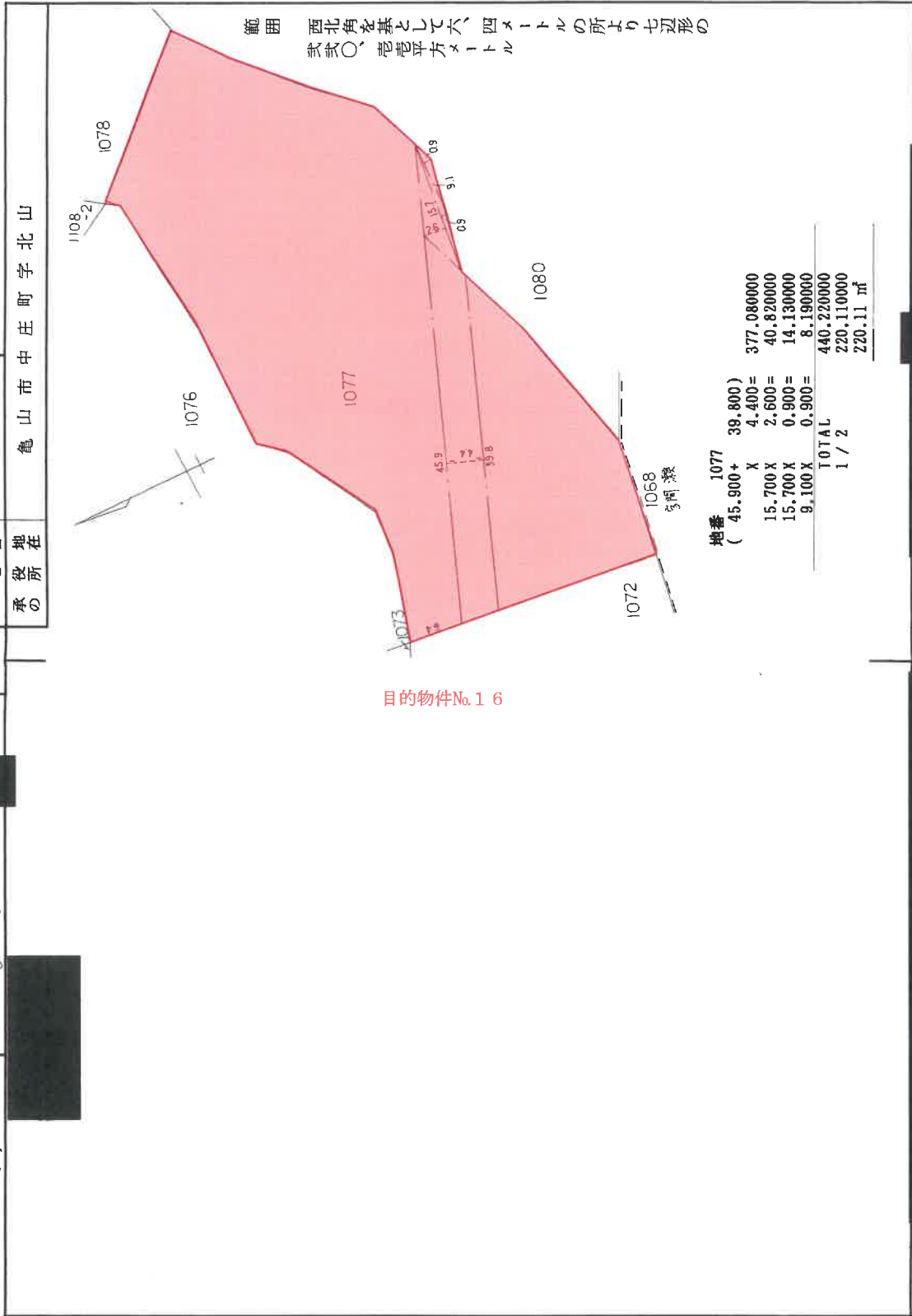
登記年月日：昭和62年10月29日 地役権図面番号： 89

007071
地役権図面第

号 89
昭和62年10月29日交付
第8583号

地役権図面

承の地番 1077
承の役所 亀山市中庄町字北山



地役権図面写し

(A3をA4に縮小)